

令和6年度版

事業主・事業主団体の皆様のための

制度活用ハンドブック



広島県商工労働局

※物価高騰に関わる「事業者の方向け支援」については
下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/covid-support/jigyosha-all.html>



目 次

1 新規創業や新規事業展開をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	総合相談		○					1	イノベーション推進T
2	新規創業や新規事業展開を図りたいとき	○	○	○			○	2 ～ 11	産業人材課 観光課 イノベーション推進T 循環型社会課 経営革新課
3	「ひろしま創業サポートセンター」による支援を受けたいとき		○					12	イノベーション推進T
4	健康・医療関連分野への進出を図りたいとき	○	○	○				13	イノベーション推進T
5	環境・エネルギー分野への進出を図りたいとき	○	○	○				14	イノベーション推進T
6	起業化支援施設を利用したいとき				○			15	イノベーション推進T
7	貸事務所・貸研究室を利用したいとき				○			15	イノベーション推進T
8	企業組合を設立したいとき		○					16	経営革新課

2 経営の改善・強化をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	人材、技術、情報などの専門家のアドバイスを受けたいとき		○					17	イノベーション推進T
2	高度で複合的な経営課題に関する専門家のアドバイスを受けたいとき		○					18	イノベーション推進T
3	経営に関する相談をしたいとき		○	○				18	経営革新課
4	経営安定特別相談を受けたいとき		○					19	経営革新課
5	経営革新の支援を受けたいとき	○						20	経営革新課
6	事業承継の支援を受けたいとき	○	○					20 ～ 21	イノベーション推進T 経営革新課
7	経営の改善のために融資を受けたいとき	○						22 ～ 23	経営革新課 イノベーション推進T
8	経営研修に参加したいとき			○				24	経営革新課
9	取引先の倒産による資金確保に備えたいとき	○						26	経営革新課
10	下請取引のあっせんについて相談したいとき		○	○				27	イノベーション推進T
11	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したいとき		○					27	イノベーション推進T
12	新しいビジネスモデルの立ち上げや新事業展開を進めたいとき	○						28	イノベーション推進T
13	中心市街地の商店街の活性化をお考えのとき	○						28	経営革新課
14	県内製品の販路拡大を進めたいとき				○		○	29	観光課

3 技術力・研究開発能力の向上をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	技術相談をしたいとき		○					30	研究開発課 イノベーション推進T
2	知的財産に関する相談をしたいとき		○				○	31	イノベーション推進T
3	試験研究設備や研究開発施設を利用したいとき		○					32	研究開発課 イノベーション推進T
4	試験や分析などを依頼したいとき				○			33	研究開発課 イノベーション推進T
5	研究を委託したいとき				○		○	34	研究開発課
6	技術研修を受けたいとき				○		○	34 ～ 35	研究開発課 イノベーション推進T
7	異業種交流を進めたいとき			○				35	イノベーション推進T
8	電気工事業を行いたいとき						○	35	イノベーション推進T
9	電気工事士になりたいとき					○		36	イノベーション推進T
10	計量士になりたいとき					○		36	イノベーション推進T
11	自動車部品関連分野における研究開発力を強化したいとき		○	○				37	イノベーション推進T

4 海外展開をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	海外成長市場への進出や販路拡大を希望するとき		○				○	38	県内投資促進課
2	海外展開に必要なグローバル人材を確保したいとき						○	39	産業人材課 県内投資促進課
3	海外展開支援機関						○	40 ～ 41	県内投資促進課

5 情報化をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
	産業情報・ビジネス情報を調査・入手したいとき		○					42	イノベーション推進T 生涯学習課

6 企業立地をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	県内の産業団地をお探しのとき				○			43	県内投資促進課
2	設備投資等に係る支援措置を受けたいとき	○						44 ～ 45	県内投資促進課 経 営 革 新 課
3	本社機能の移転・新設をお考えのとき	○					○	46	県内投資促進課
4	オフィスの進出をお考えのとき	○						47	県内投資促進課
5	事業所の設置・整備に伴い、地域の求職者を雇い入れたとき	○						48	雇用労働政策課

7 男女がともに働きやすく・働きがいのある職場環境の整備をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	仕事と家庭の両立支援を進めたいとき		○				○	49 ～ 51	人的資本経営促進課 雇用労働政策課
2	働き方改革・女性活躍（働きやすく・働きがいのある職場環境づくり）を推進したいとき	○	○	○				52 ～ 53	人的資本経営促進課 経営革新課 雇用労働政策課

8 労働相談をしたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	労働相談をしたいとき		○					54	雇用労働政策課
2	労働組合と使用者との間の紛争について解決の援助を求めたいとき		○					54	雇用労働政策課
3	労働者個人と事業主との間の紛争について解決の援助を求めたいとき		○					54	雇用労働政策課
4	外国人労働者の雇用に関する相談をしたいとき		○					55	雇用労働政策課
5	性別を理由とする労働者に対する職場の差別について相談をしたいとき		○					55	雇用労働政策課
6	育児・介護休業制度について相談をしたいとき		○					56	雇用労働政策課
7	短時間・有期雇用労働者の労働条件について相談をしたいとき		○					56	雇用労働政策課
8	就職活動等について相談をしたいとき		○	○			○	57 ～ 59	雇用労働政策課 人的資本経営促進課

9 労働環境の改善を図りたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	非正社員を正社員に転換したいとき	○						60	雇用労働政策課 経営革新課
2	福利厚生制度を充実させたいとき	○					○	60 ～ 61	雇用労働政策課
3	労働保険の事務処理を委託したいとき						○	61	雇用労働政策課
4	勤労者福祉施設を利用したいとき				○			62	雇用労働政策課
5	人材確保のために雇用管理の改善を図りたいとき	○						62 ～ 64	雇用労働政策課 経営革新課

10 雇用の安定や人材の確保をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	従業員を募集したいとき	○	○					65	雇用労働政策課
2	県外から人材を募集したいとき		○					66	雇用労働政策課
3	インターネット上で企業のPR、中途・新卒求人活動、インターンシップ等の募集を行いたいとき						○	66	雇用労働政策課

4	従業員への奨学金返済支援により人材の確保・定着を図りたいとき	○						67	雇用労働政策課
5	60歳以上の高齢者を雇用されるとき	○						67 ～ 68	雇用労働政策課 経営革新課
6	障害者を雇用されるとき	○	○					69 ～ 74	雇用労働政策課 経営革新課
7	事業活動の縮小に伴い雇用調整を行うとき	○						74	雇用労働政策課

11 職業能力の向上を図りたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	デジタル基礎知識を習得したいとき	○						75	人的資本経営促進課
2	従業員のリスキリングやキャリア形成の促進を図りたいとき	○						76 ～ 77	職業能力開発課 人的資本経営促進課 経営革新課
3	技能検定を受けたいとき					○		78	職業能力開発課
4	技能者の採用、従業員の教育訓練をお考えのとき			○				78	職業能力開発課
5	高度な技術者の採用、従業員の教育訓練をお考えのとき			○				78 ～ 79	職業能力開発課

12 事業資金の融資等を受けたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	融資に関する相談をしたいとき	○						80	経営革新課
2	資金の借入れをお考えのとき	○						80 ～ 81	経営革新課
3	借入れのための信用保証が必要などとき	○						81	経営革新課
4	集団化・共同化をお考えのとき (高度化資金の利用)	○						81	経営革新課
5	広島県制度融資一覧	○						82 ～ 84	経営革新課

13 貸会議室等を利用したい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
	県立産業技術交流センター				○			85	商工労働総務課
	(株)広島テクノプラザ				○			85	イノベーション推進T
	県立産業会館				○			86	商工労働総務課
	ふくやま産業交流館（ビックローズ）				○			86	商工労働総務課

14 施設

項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
大阪事務所		○				○	87	大阪事務所
県立産業会館				○		○	87	商工労働総務課
県立総合技術研究所		○	○	○		○	88 ～ 90	研究開発課
公共職業能力開発施設			○				91	職業能力開発課
イノベーション推進チーム（計量検定）		○					92	イノベーション推進T
（一社）広島県計量協会		○		○			92	イノベーション推進T
広島県情報プラザ				○			93	商工労働総務課
県立産業技術交流センター				○			93	商工労働総務課
（公財）ひろしま産業振興機構	○	○	○			○	93	商工労働総務課
広島県よろず支援拠点		○					93	イノベーション推進T
ひろしま創業サポートセンター		○					93	イノベーション推進T
ものづくり人材育成センター		○				○	94	イノベーション推進T
カーテクノロジー革新センター		○				○	94	イノベーション推進T
国際ビジネス支援センター		○	○				94	県内投資促進課
タイ国政府通商代表事務所広島		○	○				94	県内投資促進課
広島県職業能力開発協会		○	○		○		95	職業能力開発課
（一社）広島県情報産業協会						○	95	イノベーション推進T
（一社）広島県資源循環協会		○	○			○	95	産業廃棄物対策課
NPO法人広島循環型社会推進機構	○	○				○	95	循環型社会課
独立行政法人日本貿易振興機構 （ジェトロ）		○					95	県内投資促進課
（一社）広島県中小企業診断協会						○	95	経営革新課
県立図書館		○				○	95	生涯学習課
県立文書館		○				○	95	総務課
県立生涯学習センター		○	○			○	95	生涯学習課
（一社）広島県発明協会		○					96	イノベーション推進T
広島中央サイエンスパーク		○	○	○		○	97	イノベーション推進T
（株）広島テクノプラザ			○	○		○	98	イノベーション推進T

項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
広島起業化センター「クリエイトコア」		○		○			99	イノベーション推進T
ひろしま産学共同研究拠点				○		○	99	イノベーション推進T
広島大学デジタルものづくり教育研究センター				○		○	100	イノベーション推進T
ひろしまデジタルイノベーションセンター				○		○	100	イノベーション推進T
(独) 中小企業基盤整備機構中国本部 中小企業大学校広島校			○				101	経営革新課
広島県信用保証協会	○						101	経営革新課
広島県中小企業団体中央会	○	○	○				102	経営革新課
商工会議所	○	○	○	○			102	経営革新課
商工会	○	○	○	○			103 ～ 104	経営革新課
政府系金融機関	○						105	経営革新課
厚生労働省広島労働局	○	○	○				105	雇用労働政策課
公共職業安定所（ハローワーク）		○					105	雇用労働政策課
しごとプラザ マザーズひろしま		○	○				106	人的資本経営促進課
しごとプラザ マザーズふくやま		○	○				106	人的資本経営促進課
ひろしましごと館		○	○				107	雇用労働政策課
広島地域若者サポートステーション (若者交流館)		○					108 ～ 109	雇用労働政策課
広島市中心部就業支援機関		○					110	雇用労働政策課 人的資本経営促進課
ひろしま北部若者サポートステーション		○					111	雇用労働政策課
ふくやま地域若者サポートステーション		○					111	雇用労働政策課
ひろしまブランドショップTAU						○	112	観光課

15 参考

項 目	頁	担当所属
関連パンフレットリスト	113	イノベーション推進T 経営革新課 研究開発課 雇用労働政策課 職業能力開発課 産業人材課 人的資本経営促進課
広島県の産業支援情報	114	商工労働総務課
広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」	115	雇用労働政策課
学生向け就活スターティングサイト「Go！ひろしま」	115	雇用労働政策課
広島県求人情報サイト「ひろしまワークス」	116	雇用労働政策課
広島県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ	117	産業人材課 (広島県プロフェッショナル人材戦略拠点)
チャレンジするなら広島で！ オール広島創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」	118	イノベーション推進T
働き方改革・女性活躍取組サポートサイト「Hint ひろしま」	119	人的資本経営促進課
広島県「わーくわくママサポートコーナー」ホームページ	120	人的資本経営促進課
商工労働局の組織と仕事	121	商工労働総務課

※記載内容は、令和6年4月22日時点のものです。
制度等をご活用の際は、各窓口でご確認ください。

1 新規創業や新規事業展開をお考えの場合

1 総合相談

内 容	新規創業や新規事業展開等を図ろうとする企業などからの各種相談に対する身近な相談窓口として、県内5つの商工会議所内に設置している「地域中小企業支援センター」や、広島県西部地域の相談業務を担う（公財）広島市産業振興センター内の「広島市中小企業支援センター」、（公財）ひろしま産業振興機構の経営支援統括センターにより支援します。（技術相談、経営相談、資金・金融相談など様々な相談に対応） また、国が中小企業・小規模事業者のための経営相談所として（公財）ひろしま産業振興機構内に設置している「広島県よろず支援拠点」では、専門スタッフが、売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に応じています。 広島市域の中小企業者で、どこに相談してよいか分からない事業者のために、広島市内の4つの支援機関が連携して、ワンストップ相談窓口（一次相談窓口）を設置しています。共通電話番号（広島市域中小企業支援ナビ）及び4機関の一次相談窓口では、相談者に最適な相談窓口や支援メニューなどを紹介しています。なお、支援機関については、「窓口」の欄をご参照ください。
対 象	技術・製品等の研究開発を通じて新規創業や新規事業展開を図ろうとしている企業又は個人並びにその団体等
窓 口	呉地域中小企業支援センター（呉商工会議所内） TEL 0823-21-0151 尾道地域中小企業支援センター（尾道商工会議所内） TEL 0848-22-2165 福山地域中小企業支援センター（福山商工会議所内） TEL 084-973-6355 三次地域中小企業支援センター（三次商工会議所内） TEL 0824-62-3125 東広島地域中小企業支援センター（東広島商工会議所内） TEL 082-420-0303 広島市中小企業支援センター（（公財）広島市産業振興センター内） TEL 082-278-8032 （公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232 E-mail: sien-center@hiwave.or.jp 広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内） TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232 https://www.yorozu-hiroshima.go.jp/ E-mail: h-yorozushien@yorozu-hiroshima.go.jp 広島市域中小企業支援ナビ《4機関の共通電話サービス》 （4機関：（公財）ひろしま産業振興機構、（公財）広島市産業振興センター、 広島商工会議所、広島県商工会連合会） TEL 0570-005400（ナビダイヤル） 

2 新規創業や新規事業展開を図りたいとき

《 補助金等 》

◎ 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金

内 容	新事業展開等のため、県に登録された人材紹介会社を利用し、プロフェッショナル人材を採用し、又は副業・兼業人材を活用する場合、人材紹介手数料又は業務委託料の一部を補助します。
対 象	新規事業や海外現地事業の立上げなど、新たな取組に必要なプロフェッショナル人材を採用したり、副業・兼業人材を活用する、県内に本社若しくは本店を置く中小・中堅企業又は県内に主たる事務所を置く組合等
補 助 率	補助対象経費の1/2以内
補 助 額	【プロフェッショナル人材採用】 100万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。平成28年度から通算6名を限度。） 【副業・兼業人材活用】 50万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。）
対象経費	県に登録した人材紹介会社へ支払う人材紹介手数料又は業務委託料
受 付	令和6年3月13日～令和7年3月24日
窓 口	広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（広島県商工労働局産業人材課内） TEL 082-513-3428

◎ イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）

内 容	県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材を育成し、企業の新分野・新事業展開や競争力強化を促進するため、国内外の大学・企業等に社員を派遣する中小・中堅企業の取組に対して助成します。
対 象	新分野・新事業への展開や競争力強化に取り組む県内に本社又は本店を置く中小・中堅企業
補 助 率	一般枠：3分の2以内 デジタル枠人材育成枠※：4分の3以内 ※デジタル技術やデータ活用の知識・技術を取得のための研修が対象
補助限度額	100～400万円以内/年・人（研修区分により補助率が異なります。）
対象経費	入学料、受講料、旅費（研修等派遣中の社員人件費、代替社員の賃金等） ※国外の場合、上記に加え渡航料、保険料等
受 付	年4回程度公募（予算額に達した時点で公募を終了）
窓 口	産業人材課 未来人材育成グループ TEL 082-513-3420
内 容	大学院等の専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者に対して、修学のために必要な資金を貸し付けます。

対 象	国内外の大学院等の専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者で、県内企業等に既に就業している又は将来就業しようとする個人
貸付限度額	国内 120 万円以内／年・人 国外 240 万円以内／年・人
対象経費	入学金、授業料、住居費（通学のために転居した場合に限る）
返還の免除	修了後、県内企業等に 8 年以上就業した場合は全額返還免除
受 付	年 4 回程度公募（予算額に達した時点で公募を終了）
窓 口	産業人材課 未来人材育成グループ TEL 082-513-3420

◎ 広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金）

内 容	大学院等の専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者に対して、修学のために必要な資金を貸し付けます。
対 象	国内外の大学院等の専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者で、県内企業等に既に就業している又は将来就業しようとする個人
貸付限度額	国内 120 万円以内／年・人 国外 240 万円以内／年・人
対象経費	入学金、授業料、住居費（通学のために転居した場合に限る）
返還の免除	修了後、県内企業等に 8 年以上就業した場合は全額返還免除
受 付	年 4 回程度公募（予算額に達した時点で公募を終了）
窓 口	産業人材課 未来人材育成グループ TEL 082-513-3420

◎ 広島県調理師等研修資金貸付（個人向け貸付金）

内 容	料理店等において調理技術を習得する者に対し、研修のために必要な資金を貸し付けます。
対 象	優れた調理技術を有するとして知事が認めた者（料理人コンクールの成績最優秀者）
貸付限度額	20 万円以内／月・人（修業期間内。ただし 3 年間を上限）
対象経費	渡航費（旅費）、滞在費、受講料
返還の免除	研修課程を修了した日の属する月の翌月から 9 年間の内に、8 年間以上、県内の料理店等に就業した場合は返還債務を全部免除
受 付	年 1 回公募（対象：「ひろしまシェフ・コンクール」及び「ひろしま和食料理人コンクール」成績最優秀者）
窓 口	観光課 食の魅力推進担当 TEL 082-513-3444

◎ 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費助成金

内 容	中小・ベンチャー企業の新たな製品・技術の開発や新たなサービス創出のための研究開発など、自社の成長に向けたチャレンジを資金面（助成金）や専門的アドバイス等により支援します。
対 象	《応募対象者》県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者 ※応募締切までにパートナーシップ構築宣言の登録が完了している者 《対象事業》付加価値や利益率向上、新たな需要や雇用の創出等に向けた次に掲げる新たな取り組み (1) 新製品・新技術の開発 (2) 新たなソフトウェアの研究開発 (3) 新たなサービス創出のための研究開発 (4) 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発 《対象事業範囲》 <pre> graph LR A[事前検証 F/S] --> B[試作開発] B --> C[試験評価] C --> D[実用化] D --> E[販売] B --- R[本助成事業の範囲] C --- R </pre>
助 成 率	助成対象経費の2／3以内
助 成 額	500 万円以内
受 付	第1次公募期間：令和6年3月13日～令和6年4月24日 第2次公募は、8月中旬～10月中旬を予定しています。
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当 TEL 082-240-7712

《 相談窓口 》

◎ 広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（イノベーション人材等育成・確保支援事業）

概 要	県内の中小・中堅企業等が抱える様々な課題（例：製造力の強化、新技術の開発、販路拡大、事業継承、調達的高度化 等）に対して、人材面を中心に、ご相談に応じます。
内 容	【広島県プロフェッショナル人材戦略拠点の概要】 (1) 地域金融機関や地元経済団体等と連携した、県内の受入企業の掘り起し (2) 民間人材紹介会社と連携した、大都市圏等の人材の掘り起し、マッチング支援 (3) 関係機関等と連携した、経営者・求職者双方に対するフォローアップ (4) 事業遂行に必要な各種情報の収集整理・発信 等
窓 口	広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（広島県商工労働局産業人材課内） TEL 082-513-3428

◎ イノベーション・ハブ・ひろしま C a m p s

概要	「イノベーション・ハブ・ひろしま C a m p s」は、新たなビジネスや地域づくりなどにチャレンジする人々が集う交流拠点です。 広島県が主催するセミナーやワークショップ、新規事業開発プログラム等を開催するほか、起業や創業時はもちろん、日常のビジネスに関するお困りごとに、Camps のコミュニティマネージャーやアドバイザーが対応いたします。	
対象	利用に際しては会員登録（無料）をお願いします。	
内容	施設名称	イノベーション・ハブ・ひろしま C a m p s
	利用時間	原則として午前 10 時から午後 7 時まで※土曜日は午後 6 時まで
	定休日	毎週日曜日・祝日・年末年始
	ワークショップエリア	ワークショップスペース (ライブラリ、ミニキッチン等を具備)
	セミナーエリア	セミナー等イベントスペース (30 名程度)
	マルシェエリア	マーケティング、販売テスト等のスペース
		
場所	広島市中区紙屋町一丁目 4-3 エフケイビル 1 階	
窓口	イノベーション・ハブ・ひろしま C a m p s TEL 082-207-3335 イノベーション推進チーム イノベーション環境整備グループ TEL 082-513-3353	

◎ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金

内 容	産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設の整備及び研究開発に要する経費の一部を助成します。												
対 象	■施設整備 ポイント：現状最終処分している廃棄物をリサイクルに転換する、他で最終処分されている廃棄物を新たに受け入れるなど、産業廃棄物の最終処分量が削減される事業計画である必要があります。 ① 廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設。 ② 廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破碎・選別等により混合廃棄物等を処理する施設。 ③ 資源循環促進施設 これまで焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。最終処分されている廃棄物を集約してリサイクル施設に運ぶための積替・保管施設、リサイクル製品が売れないことにより新たな受け入れを制限している場合に、リサイクル製品の出荷範囲拡大のために設置する施設、現状で最終処分されている廃棄物についてセメント原料として処理委託するための処理施設など。 ◆研究開発 廃棄物の埋立抑制、排出抑制、減量化、リサイクルに資する研究開発。 ※基礎研究ではなく、研究開発後、直ちに広島県内で事業化できる計画であること。 その他、各要件がございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。												
補 助 率	■施設整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 廃棄物排出抑制施設</td><td rowspan="2">ア廃プラスチック類、がれき類、 鋳さいに係る施設の整備 イその他の廃棄物に係る施設の整備</td><td>補助対象経費の1/2以内</td></tr> <tr> <td>② 廃棄物リサイクル施設</td><td>補助対象経費の1/3以内</td></tr> <tr> <td>③ 資源循環促進施設</td><td></td><td>補助対象経費の1/3以内</td></tr> </tbody> </table> ◆研究開発 補助対象経費の2/3以内		区分		補助率	① 廃棄物排出抑制施設	ア廃プラスチック類、がれき類、 鋳さいに係る施設の整備 イその他の廃棄物に係る施設の整備	補助対象経費の1/2以内	② 廃棄物リサイクル施設	補助対象経費の1/3以内	③ 資源循環促進施設		補助対象経費の1/3以内
区分		補助率											
① 廃棄物排出抑制施設	ア廃プラスチック類、がれき類、 鋳さいに係る施設の整備 イその他の廃棄物に係る施設の整備	補助対象経費の1/2以内											
② 廃棄物リサイクル施設		補助対象経費の1/3以内											
③ 資源循環促進施設		補助対象経費の1/3以内											
補 助 額	■施設整備 ①廃棄物排出抑制施設：1億円以内/件 ②廃棄物リサイクル施設：500万円以上1億円以内/件 ※①②については、上記補助率のアに該当する場合は上限2億円以内/件。さらにA I 等デジタル技術を活用する施設の整備の場合は上限3億円以内/件。 ③資源循環促進施設：1,500万円以内/件 ◆研究開発 500万円以上2,000万円以内/件												
受 付	■施設整備 【第1回公募】令和6年3月18日～5月24日 【第2回公募予定】令和6年8月頃 ◆研究開発 随時												
窓 口	循環型社会課 循環システムグループ TEL 082-513-2951 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sanpai-zei/shisetsu-hojo.html												

◎ 循環型社会形成推進技術研究開発事業

内 容	産学連携により取り組む廃棄物リサイクル技術の研究開発に対して助成します。
対 象	廃棄物の適正管理を含めた循環型社会の構築に貢献できる取組 一般課題：数年先の実用化に向けた研究、技術開発 実証課題：基礎的な研究段階が終了し、実証プラントによる技術の検証など事業化を見据えた研究
補 助 率	10/10
補 助 額	一般課題：1件当たり最大1,000万円 (探索的要素の強い課題にあつては、最大200万円) 実証課題：1件当たり最大2,500万円
窓 口	NPO法人広島循環型社会推進機構 TEL 082-258-2828

《 資金調達の支援 》

【県費預託融資制度】

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合・特定事業者等が利用できます。 ・ 「経営革新計画」「経営力向上計画」「先端設備等導入計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の承認もしくは認定を受けて事業を行う者 ・ 事業転換又は多角化によって新分野に進出するための事業を行う者 ・ 中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて事業を行う者 ・ 県内の公的産業団地への新規進出に伴い事業を行う者 ・ 「地域経済牽引計画」の承認を受けて事業を行う者 ・ 県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコーン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者 ・ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業成長プラン策定支援事業」により評価書の発行を受けた者																
限 度 額	2億円（うち運転資金 6,000 万円）																
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="4">事業活動支援資金</td><td>（3年以内）1.0%</td><td>（3年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（5年以内）1.2%</td><td>（5年以内）0.9%</td></tr><tr><td>（10年以内）1.4%</td><td>（10年以内）1.1%</td></tr><tr><td></td><td>（10年超）1.3%</td></tr></table> ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3% ※貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用） 融 資 期 間：運転10年（据置3年）、設備15年（据置3年）			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	事業活動支援資金	（3年以内）1.0%	（3年以内）0.7%	（5年以内）1.2%	（5年以内）0.9%	（10年以内）1.4%	（10年以内）1.1%		（10年超）1.3%
資 金 名	貸出利率（固定金利）																
	運転資金	設備資金															
事業活動支援資金	（3年以内）1.0%	（3年以内）0.7%															
	（5年以内）1.2%	（5年以内）0.9%															
	（10年以内）1.4%	（10年以内）1.1%															
		（10年超）1.3%															
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 経営支援グループ TEL 082-513-3371（経営革新計画の承認） イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援担当 戦略企画グループ TEL 082-513-3355（中小企業成長プラン策定支援事業）																

◎ 新成長分野支援資金（産業支援融資）【P83 参照】

対 象	成長分野（健康・医療関連、環境・エネルギー、航空機関連、観光分野）の事業を行う 中小企業者・組合等で、事業拡大等を行う者が利用できます。																
限 度 額	2 億円（うち運転資金 6,000 万円）																
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="4">新成長分野支援資金</td><td>（3 年以内） 1.0%</td><td>（3 年以内） 0.7%</td></tr><tr><td>（5 年以内） 1.2%</td><td>（5 年以内） 0.9%</td></tr><tr><td>（10 年以内） 1.4%</td><td>（10 年以内） 1.1%</td></tr><tr><td></td><td>（10 年超） 1.3%</td></tr></table>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	新成長分野支援資金	（3 年以内） 1.0%	（3 年以内） 0.7%	（5 年以内） 1.2%	（5 年以内） 0.9%	（10 年以内） 1.4%	（10 年以内） 1.1%		（10 年超） 1.3%
	資 金 名	貸出利率（固定金利）															
		運転資金	設備資金														
	新成長分野支援資金	（3 年以内） 1.0%	（3 年以内） 0.7%														
		（5 年以内） 1.2%	（5 年以内） 0.9%														
（10 年以内） 1.4%		（10 年以内） 1.1%															
		（10 年超） 1.3%															
※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%																	
※貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。																	
信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 C 適用）																	
融 資 期 間：運転 10 年（据置 3 年）、設備 15 年（据置 3 年）																	
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321																

◎ 創業支援資金（産業支援融資）【P82 参照】

対 象	次のいずれかに該当する者が利用できます。 ・ 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している個人又は中小企業者である会社 ・ 事業開始又は会社設立後 5 年未満の中小企業者等 ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社 ・ 個人が新たに事業を開始後に法人成りし、個人事業開始後 5 年未満の中小企業者														
限 度 額	3,500 万円														
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="3">創業支援資金</td><td>（3 年以内）0.8%</td><td>（3 年以内）0.5%</td></tr><tr><td>（5 年以内）1.0%</td><td>（5 年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（10 年以内）1.2%</td><td>（10 年以内）0.9%</td></tr></table> ※貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：年 0.63%又は 0.81%（すべて信用保証付き） 融 資 期 間：運転・設備 10 年（据置 1 年）			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	創業支援資金	（3 年以内）0.8%	（3 年以内）0.5%	（5 年以内）1.0%	（5 年以内）0.7%	（10 年以内）1.2%	（10 年以内）0.9%
資 金 名	貸出利率（固定金利）														
	運転資金	設備資金													
創業支援資金	（3 年以内）0.8%	（3 年以内）0.5%													
	（5 年以内）1.0%	（5 年以内）0.7%													
	（10 年以内）1.2%	（10 年以内）0.9%													
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321														

◎デジタル投資促進資金（産業支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ・業務効率化等による生産性向上に向けた I T ツールの導入を行う者 ・デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大等に取り組む者 ・上記の実践に向けて、I T コンサルタント等の外部人材の活用や人材育成に取り組む者																	
限 度 額	2 億円（うち運転資金 6,000 万円）																	
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr> <tr> <th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">デジタル投資促進資金</td><td>（3 年以内）1.0%</td><td>（3 年以内）0.7%</td></tr> <tr> <td>（5 年以内）1.2%</td><td>（5 年以内）0.9%</td></tr> <tr> <td>（10 年以内）1.4%</td><td>（10 年以内）1.1%</td></tr> <tr> <td></td><td>（10 年超）1.3%</td></tr> <tr> <td colspan="2">※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</td></tr> </tbody> </table> ※貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 C 適用） 融 資 期 間：運転 10 年（据置 3 年）、設備 15 年（据置 3 年）		資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	デジタル投資促進資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%		（10 年超）1.3%	※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%	
資 金 名	貸出利率（固定金利）																	
	運転資金	設備資金																
デジタル投資促進資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%																
	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%																
	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%																
		（10 年超）1.3%																
	※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%																	
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321																	

《 市場化支援 》

◎ 販路開拓支援事業

内 容	食品・雑貨等の製品を対象に「売れる商品づくり・仕組みづくり」を学ぶ機会を提供するとともに、流通業バイヤーを招聘した商談会の開催等により販路開拓を支援します。
対 象	広島県内の中小企業
受 付	随時
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7704

◎ 販売力強化支援事業

内 容	「売れる商品づくり・仕組みづくり」を習得するためのマーケティングセミナーを開催し、首都圏等からの流通バイヤーを招聘した県内商談会の開催等により、商品開発・販路開拓を支援します。
対 象	広島県内の中小企業
受 付	随時
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7704

◎ 新事業分野開拓事業者認定制度

内 容	新商品又は新たに提供する役務（以下「新商品等」）の調達の機会の拡大及び新商品等の周知を行い、販路拡大を支援します（認定した新商品等は、県の機関が随意契約を行うことができます。 ※優先的発注を保証するものではありません）。
対 象	県内で新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（経営革新計画等、事業計画を有するもの）
窓 口	イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援担当 支援推進グループ TEL 082-513-3355

《 専門家等による現地指導 》

◎ 専門家派遣事業

内 容	新事業展開や経営革新等の取組に当たっての課題解決を支援するため、中小企業診断士、技術士等の専門家を派遣します。
対 象	中小企業者等
対象経費	専門家の派遣に要する謝金及び旅費
企業負担	企業負担は、対象経費の1/3
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター TEL 082-240-7701

《 専門家等による支援 》

◎ チーム型支援（伴走型支援）

内 容	開発した商品・サービスの売上増、利益率の向上等を図るため、多くの支援実績を有する専門家等で構成されたチームにより、新事業展開等を集中的に支援します。 【支援分野】マーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産戦略、経営戦略・生産管理等 【支援期間】最長1年間
対 象	利益率向上、売上増や販路拡大等による成長を目指す県内の中小企業 ・試作品または完成品に関して、新たな市場参入等、成長意欲を有する企業 ・原価管理、生産管理等の手法を用いて経営改善の意欲がある企業 等
企業負担	専門家謝金の1/10、営業・販売促進費用等の実費相当額
受 付	随時
窓 口	(公財) ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL 082-207-0563 FAX 082-242-7709 https://www.hiwave.or.jp/purposel/development/team/



《 新成長分野・新技術創出支援 》

◎ ひろしま航空機産業振興協議会（エアクラフトひろしま）

目 的	世界的な需要の高まりが期待される「航空機関連産業」において、国内における生産需要の拡大を確実に取り込むため、県内に強固なサプライチェーンを構築します。
対 象	航空機関連企業及び参入意欲のある企業等
内 容	・アドバイザーを活用した新規参入への支援、品質管理体制整備支援 ・会員企業と川下メーカーとのビジネスマッチングの促進 ・ニーズの高い領域における人材育成支援、採用活動等への支援
窓 口	イノベーション推進チーム 新産業支援グループ TEL 082-513-3366

◎ ひろしま感性イノベーション推進協議会

目 的	人間のもつ“感性”という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造の実現に向け、人間工学や感性工学を取り入れたものづくりを推進します。
対 象	人間工学・感性工学を活用したものづくりに関心のある企業等
内 容	・普及啓発・人材育成講座等の開催 ・「ひろしま感性モニター制度」の運用などによる消費者ニーズ等の収集・分析支援 ・専門家・支援機関とのマッチング支援
窓 口	イノベーション推進チーム 新産業支援グループ TEL 082-513-3366 https://www.h-kansei.jp/ 

3 「ひろしま創業サポートセンター」による支援を受けたいとき

内 容	広島県全域を対象に、総合的な創業支援を実施します。 ・創業マネージャーによる窓口相談、事業計画書の作成支援 ・創業に関する知識を学べるセミナーの開催 ・中小企業診断士や公認会計士、デザイナー等の専門家が、事業計画書の作成、会社設立、商品開発、ホームページ作成、販路開拓等について専門領域別に助言
対 象	創業の「前」と「後」、原則として最大2年間
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ひろしま創業サポートセンター TEL 082-240-7702 FAX 082-249-3232 E-mail : found-support@hiwave.or.jp

4 健康・医療関連分野への進出を図りたいとき

概 要	健康・医療関連分野において、健康・医療分野のニーズや課題を解決する製品開発や、異業種からの参入など、県内企業の意欲的な取組を総合的に支援します。
内 容	・企業の課題解決に向けた専門家によるアドバイス ・健康・医療関連産業創出支援事業費補助金（医薬品、医療機器、福祉用具、機能性表示食品、ヘルスケアサービス等の研究開発、販路拡大など企業の戦略的な活動に対する助成） 【連携型】補助率：2／3、限度額：600万円／件 【一般型】補助率：1／2、限度額：300万円／件 【挑戦型】補助率：2／3、限度額：100万円／件 ・バイオエコノミー産業創出支援事業費補助金（ゲノム解析・編集技術の社会実装の促進に資する企業の戦略的な活動に対する助成） 【概 要】補助率：2／3、限度額：900万円／件 ・製品開発における薬事規制等への対応指導や、健康・医療分野のニーズと企業とのマッチング、実証フィールドでの評価等 ・ひろしま医療関連産業研究会の活動等 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/229/ikoupt01.html ・広島バイオテクノロジー推進協議会の活動等 https://inst-prev-med.hiroshima-u.ac.jp/bio/index.html  
対 象	健康・医療関連企業、健康・医療関連産業への新規参入企業等
窓 口	イノベーション推進チーム 医工連携推進担当 TEL 082-513-3351

5 環境・エネルギー分野への進出を図りたいとき

◎ 環境・エネルギー産業集積促進事業

概 要	環境・エネルギー分野における新ビジネス創出や海外展開、また今後市場の成長が見込まれるカーボンリサイクル技術の研究開発・実証から社会実装までを支援します。 (県 HP) https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/																										
内 容	◆新ビジネスの創出や海外展開の支援 ○ひろしま環境ビジネス推進協議会 ・環境・エネルギー分野における新ビジネスの創出や海外展開の取組を推進 (協議会 HP) https://hiroshima-greenocean.jp ○新規ビジネスの創出支援 ・ビジネス構想の創出を目指すコミュニティの開催 ・ビジネスモデルの構築に向けた伴走型支援 ・広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金（環境・エネルギー分野への新規参入や当該分野での新製品・サービス化を目的とする研究開発や事業開発に対する助成） 【産学連携型】補助率：2/3 以内、限度額：700 万円/件 【企業連携型】補助率：1/2 以内、限度額：500 万円/件 【企業単独型】補助率：1/2 以内、限度額：300 万円/件 (補助金 HP) https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/subsidy2024.html ○海外におけるプロジェクトの創出支援 ・海外のスタートアップ企業等との連携によるプロジェクト創出支援 ・海外の政府機関等との連携によるプロジェクト創出支援 ◆カーボンリサイクル技術の推進 ○広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会（通称：CHANCE ※） ・会員同士のマッチング支援や社会実装に向けたワーキンググループなど、産学官によるカーボンリサイクルの研究拠点化と社会実装への取組を推進 (協議会 HP) https://hcce.jp (※) CHANCE: Council of Hiroshima for a carbon Circular Economy の略称 ○広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業「HIROSHIMA CARBON CIRCULAR PROJECT」 ・カーボンリサイクルに係る研究開発・実証に係る補助金やステップアップ伴走支援 (県 HP) https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/carbon-recycle/ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>研究単独型</th><th>研究者提案型</th><th>県内企業課題解決型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td><td>研究者が行う研究・開発事業</td><td>県内外の研究者が、県内の事業者と連携して行う研究・開発事業</td><td>県内事業者が提示する課題に対し、県内外の研究者が当該事業者と連携して解決にあたる研究・開発事業</td></tr> <tr> <td>補助対象者</td><td>県内の研究者</td><td>県内外の研究者</td><td>県内外の研究者</td></tr> <tr> <td>補助額</td><td>上限 100 万円/半年</td><td>上限 150 万円/半年</td><td>上限 500 万円/半年</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>大学・中小企業 10/10</td><td>大学・中小企業 10/10 中堅企業 2/3 大企業 1/2</td><td>大学・中小企業 9/10 中堅企業 2/3 大企業 1/2</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td colspan="3">最長 2 年間</td></tr> </tbody> </table>			区分	研究単独型	研究者提案型	県内企業課題解決型	概要	研究者が行う研究・開発事業	県内外の研究者が、県内の事業者と連携して行う研究・開発事業	県内事業者が提示する課題に対し、県内外の研究者が当該事業者と連携して解決にあたる研究・開発事業	補助対象者	県内の研究者	県内外の研究者	県内外の研究者	補助額	上限 100 万円/半年	上限 150 万円/半年	上限 500 万円/半年	補助率	大学・中小企業 10/10	大学・中小企業 10/10 中堅企業 2/3 大企業 1/2	大学・中小企業 9/10 中堅企業 2/3 大企業 1/2	事業期間	最長 2 年間		
区分	研究単独型	研究者提案型	県内企業課題解決型																								
概要	研究者が行う研究・開発事業	県内外の研究者が、県内の事業者と連携して行う研究・開発事業	県内事業者が提示する課題に対し、県内外の研究者が当該事業者と連携して解決にあたる研究・開発事業																								
補助対象者	県内の研究者	県内外の研究者	県内外の研究者																								
補助額	上限 100 万円/半年	上限 150 万円/半年	上限 500 万円/半年																								
補助率	大学・中小企業 10/10	大学・中小企業 10/10 中堅企業 2/3 大企業 1/2	大学・中小企業 9/10 中堅企業 2/3 大企業 1/2																								
事業期間	最長 2 年間																										
対 象	環境・エネルギー分野に関連する企業、教育・研究機関、国、自治体等																										
窓 口	◆新ビジネスの創出について イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ TEL 082-513-3364 ◆カーボンリサイクル技術の推進について イノベーション推進チーム カーボンリサイクル推進グループ TEL 082-513-3368																										

6 起業化支援施設を利用したいとき

内 容	広島起業化センター「クリエイトコア」において、新しく起業しようとする個人や創業期の企業、新分野進出を目指す中小企業を対象に、その立ち上がり拠点として、低料金の貸事業場の提供や各種支援サービスを実施します。
施設概要	・ 構造等：鉄骨造 2 階建、延面積 1,454 m² ・ 貸事業場（インキュベートルーム）：20 室（30～77 m²、機器持込可） ・ 商談・交流室：2 室（商談・会議、コピーの共同利用可） ・ 無料駐車場
利用料金	月額 2,000 円／m ² （共益費含む・税別）、敷金なし ※ 入居団体は、東広島市の研究開発支援施設活用推進事業補助金の活用可
入居期間	原則として 3 年以内（更新可）
入居対象	製品開発・商品開発等に取り組む、次のいずれかに該当する個人や中小企業者 ①新しく企業を起こそうとする方、または創業期にある方 ②新たな事業分野への進出を目指す方 ※ 入居に当たっては審査を行います。
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山 3 丁目 13-60（㈱広島テクノプラザに隣接）
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター経営支援担当 TEL 082-240-7701

7 貸事務所・貸研究室を利用したいとき

◎ ㈱広島テクノプラザ

内 容	新技術・新製品の研究開発、独自技術の開発を行おうとする県内外の事業者には事務所・研究室を提供します。																				
施設概要	<table><tr><td>事務所・研究室のタイプ</td><td>面 積</td><td>設 置 数</td></tr><tr><td>A</td><td>約 30 m²</td><td>5</td></tr><tr><td>B</td><td>約 60 m²</td><td>11</td></tr><tr><td>C</td><td>約 70 m²</td><td>2</td></tr><tr><td>D</td><td>約 80 m²</td><td>1</td></tr><tr><td>E</td><td>約 100 m²</td><td>2</td></tr></table>			事務所・研究室のタイプ	面 積	設 置 数	A	約 30 m ²	5	B	約 60 m ²	11	C	約 70 m ²	2	D	約 80 m ²	1	E	約 100 m ²	2
事務所・研究室のタイプ	面 積	設 置 数																			
A	約 30 m ²	5																			
B	約 60 m ²	11																			
C	約 70 m ²	2																			
D	約 80 m ²	1																			
E	約 100 m ²	2																			
利用料金	賃料：月額 3,080 円／m ² （税込） 共益費：月額 880 円／m ² （税込） 敷金：賃料及び共益費の 3 か月分（前納、退去時に返還） その他：電気・水道料金は実費負担																				
入居期間	原則として 2 年間（延長可）																				
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山三丁目 13-26																				
窓 口	（株）広島テクノプラザ TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/ 																				



◎ ひろしま産学共同研究拠点

内 容	産学共同体制による基礎的・先導的分野の研究開発を行う場として、研究室や実験室、事務室を提供します。														
施設概要	<table><tr><td>区 分</td><td>部屋数</td><td>面 積</td></tr><tr><td>研究室</td><td>14</td><td>32 m²～96 m²</td></tr><tr><td>実験室</td><td>15</td><td>44 m²～355 m²</td></tr><tr><td>事務室</td><td>3</td><td>32 m²～64 m²</td></tr></table>			区 分	部屋数	面 積	研究室	14	32 m ² ～96 m ²	実験室	15	44 m ² ～355 m ²	事務室	3	32 m ² ～64 m ²
区 分	部屋数	面 積													
研究室	14	32 m ² ～96 m ²													
実験室	15	44 m ² ～355 m ²													
事務室	3	32 m ² ～64 m ²													
利用料金	賃料：月額 2,300 円/m ²														
入居期間	1 年以内（更新可能）														
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山 3 丁目 10-32														
窓 口	イノベーション推進チーム イノベーション環境整備グループ TEL 082-513-3353														

8 企業組合を設立したいとき

概 要	企業組合は、勤労者、主婦、学生などの個人の方々が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。 [主なメリット] ・税制上の優遇措置が適用される。 ・組合員には有限責任制度が適用される。		
内 容	企業組合の設立に関する助言・指導		
対 象	個人（設立には、発起人 4 人以上が必要）		
窓 口	広島県中小企業団体中央会 TEL 082-228-0926 〃 福山支所 TEL 084-922-4258		

☆ 中小企業とは？

[区 分]

[従業員規模]

[資本金規模]

 製造・建設・運送業等
 卸 売 業
 小 売 業
 サービス業

 300 人以下
 100 人以下
 50 人以下
 100 人以下

 又は
 又は
 又は
 又は

 3 億円以下
 1 億円以下
 5,000 万円以下
 5,000 万円以下

2 経営の改善・強化をお考えの場合

1 人材、技術、情報などの専門家のアドバイスを受けたとき

内 容	中小企業者のニーズや発展段階に応じて、人材、技術、情報などの各種相談に対する身近な相談窓口として、県内5つの商工会議所内に設置している「地域中小企業支援センター」や、広島県西部地域の相談業務を担う（公財）広島市産業振興センター内の「広島市中小企業支援センター」、（公財）ひろしま産業振興機構の経営支援統括センターにより支援します（このほか、経営相談や資金・金融相談など様々な相談に対応）。 また、国が中小企業・小規模事業者のための経営相談所として（公財）ひろしま産業振興機構内に設置している「広島県よろず支援拠点」では、専門スタッフが、売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に応じています。 広島市域の中小企業者で、どこに相談してよいかわからない事業者のために、広島市内の4つの支援機関が連携して、ワンストップ相談窓口（一次相談窓口）を設置しています。共通電話番号（広島市域中小企業支援ナビ）及び4機関の一次相談窓口では、相談者に最適な相談窓口や支援メニューなどを紹介しています。なお、支援機関については、「窓口」の欄をご参照ください。
対 象	中小企業・小規模事業者等（個人並びにその団体を含む。）
窓 口	呉地域中小企業支援センター（呉商工会議所内） TEL 0823-21-0151 尾道地域中小企業支援センター（尾道商工会議所内） TEL 0848-22-2165 福山地域中小企業支援センター（福山商工会議所内） TEL 084-973-6355 三次地域中小企業支援センター（三次商工会議所内） TEL 0824-62-3125 東広島地域中小企業支援センター（東広島商工会議所内） TEL 082-420-0303 広島市中小企業支援センター（（公財）広島市産業振興センター内） TEL 082-278-8032 （公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232 E-mail: sien-center@hiwave.or.jp 広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内） TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232 https://www.yorozu-hiroshima.go.jp/ E-mail: h-yorozushien@yorozu-hiroshima.go.jp 広島市域中小企業支援ナビ《4機関の共通電話サービス》 （4機関：（公財）ひろしま産業振興機構、（公財）広島市産業振興センター、 広島商工会議所、広島県商工会連合会） TEL 0570-005400（ナビダイヤル） 

2 高度で複合的な経営課題に関する専門家のアドバイスを受けたいとき

◎ チーム型支援（伴走型支援）

内 容	新たな成長を目指している企業の製品・技術・サービスの売上増、利益率の向上等を目的に、各分野の専門家（マーケティング・知的財産・生産管理等）で構成されたチームを企業に派遣し、そのプロセスが企業内に定着するよう伴走型の支援を行います。 【支援分野】 マーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産戦略、経営戦略・生産管理等 【支援期間】 最長1年間
対 象	利益率向上、売上増や販路拡大等による成長を目指す県内の中小企業（みなし大企業は除く） ・試作品または完成品に関して、新たな市場参入等、成長意欲を有する企業 ・原価管理、生産管理等の手法を用いて経営改善の意欲がある企業 等
企業負担	専門家謝金の1/10、営業・販売促進費用等の実費相当額
受 付	随時
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL 082-207-0563 FAX 082-242-7709 https://www.hiwave.or.jp/purposes1/development/team/ 

3 経営に関する相談をしたいとき

◎ 県の経営相談窓口

内 容	経営環境の変化等の影響を受けている中小企業や経営革新等に取り組む中小企業の相談に対応し、経営に関する助言や各種支援制度、支援機関の紹介などを行います。
窓 口	経営革新課 企業診断スタッフ・経営支援グループ TEL 082-513-3371

◎ 商工会議所、商工会の相談指導等

内 容	商工会議所、商工会には、経営のパートナーとして経営指導員が配置されており、金融・税務・経理・法律・労務・OA・店舗改装・特許・工業技術等あらゆる分野にわたってきめ細かく相談に対応しています。 また、(株)日本政策金融公庫や県・市町制度融資等の金融あっせんや各種共済制度も紹介しています。
窓 口	最寄りの商工会議所及び商工会

◎ 消費税転嫁相談・情報受付窓口

内 容	消費税の価格転嫁等に関する相談・情報受付の窓口が、国、県等に設置されています。															
国窓口	国設置：転嫁拒否行為及び阻害表示に係る相談フリーダイヤル TEL 0120-200-040 受付時間 9:30～17:00（土日祝日・年末年始を除く） ※ 転嫁拒否行為については、公正取引委員会又は中小企業庁、阻害表示については消費者庁につながります。 （担当省庁） ・総額表示：財務省主税局税制第二課 TEL 03-3581-4111（代表） ・便乗値上げ：消費者庁（調査・物価等担当） TEL 03-3507-9196（直通） ・軽減税率制度及びインボイス制度：軽減コールセンター TEL 0120-205-553（フリーダイヤル）															
県窓口	「建設業等」の消費税転嫁相談・指導 転嫁拒否行為等を行っている事業者の業種が、国土交通大臣が所管する次の5業種に該当する場合は、県が調査・指導等を行います。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">取引・表示に関する相談・情報 （平日 8:30～17:15 受付）</td><td>建設業（知事許可）、浄化槽工事業、解体工事業</td><td>土木建築局建設産業課 082-513-3822（直通）</td></tr> <tr> <td>宅地建物取引業（知事免許）</td><td>土木建築局建築課 082-513-4185（直通）</td></tr> <tr> <td>不動産鑑定業（知事登録）</td><td>環境県民局環境県民総務課 082-513-2711（直通）</td></tr> </table> 転嫁相談・情報受付（5業種以外） 県で受け付けた情報について、法に違反する疑いのあるものは、調査・指導権限を有する国の担当機関へ通知します。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">消費税転嫁情報受付窓口 （平日 8:30～17:15 受付）</td><td>5業種以外の取引に関する相談・情報</td><td>商工労働局経営革新課 082-513-3328（直通）</td></tr> <tr> <td>地方消費税に関する問合せ</td><td>総務局税務課 082-513-2327（直通）</td></tr> <tr> <td>消費者からの表示に関する相談・情報</td><td>環境県民局消費生活課 082-513-2732（直通）</td></tr> </table>		取引・表示に関する相談・情報 （平日 8:30～17:15 受付）	建設業（知事許可）、浄化槽工事業、解体工事業	土木建築局建設産業課 082-513-3822（直通）	宅地建物取引業（知事免許）	土木建築局建築課 082-513-4185（直通）	不動産鑑定業（知事登録）	環境県民局環境県民総務課 082-513-2711（直通）	消費税転嫁情報受付窓口 （平日 8:30～17:15 受付）	5業種以外の取引に関する相談・情報	商工労働局経営革新課 082-513-3328（直通）	地方消費税に関する問合せ	総務局税務課 082-513-2327（直通）	消費者からの表示に関する相談・情報	環境県民局消費生活課 082-513-2732（直通）
取引・表示に関する相談・情報 （平日 8:30～17:15 受付）	建設業（知事許可）、浄化槽工事業、解体工事業	土木建築局建設産業課 082-513-3822（直通）														
	宅地建物取引業（知事免許）	土木建築局建築課 082-513-4185（直通）														
	不動産鑑定業（知事登録）	環境県民局環境県民総務課 082-513-2711（直通）														
消費税転嫁情報受付窓口 （平日 8:30～17:15 受付）	5業種以外の取引に関する相談・情報	商工労働局経営革新課 082-513-3328（直通）														
	地方消費税に関する問合せ	総務局税務課 082-513-2327（直通）														
	消費者からの表示に関する相談・情報	環境県民局消費生活課 082-513-2732（直通）														
経済団体等窓口	消費税制度周知や相談窓口の設置等の事業を展開 ・県内各商工会議所、広島県商工会連合会及び県内各商工会 ・広島県中小企業団体中央会 082-228-0926（代表） ・広島県商店街振興組合連合会 082-294-8628（代表）															

4 経営安定特別相談を受けたいとき

概 要	中小企業の皆様が、関連企業の倒産等により経営の安定に不安や悩みをお持ちのときに、経営安定特別相談を受けることが可能です。
内 容	商工会議所、商工会連合会に経営安定特別相談室が設置されており、商工調停士や弁護士、税理士、中小企業診断士等専門家により、経営の再建策等に有効なアドバイスや資金のあっせん等を行っています。 また、再建の見込みのない場合については、整理の指導も実施します。
窓 口	最寄りの商工会議所及び広島県商工会連合会

5 経営革新の支援を受けたいとき

概 要	経営環境の変化に対応し、中小企業者等が今日的な経営課題にチャレンジする「新たな取組」を行う場合、経営革新計画を作成し県知事の承認を受けることで、各支援機関による融資などの支援策を活用できます。																			
対 象	経営革新計画を承認された中小企業者等																			
内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>支 援 内 容</th><th>支 援 機 関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">融資等</td><td>県費預託融資制度</td><td>県(経営革新課)、民間金融機関</td></tr> <tr> <td>高度化融資制度(貸付条件の優遇)</td><td>県(経営革新課)</td></tr> <tr> <td>政府系金融機関による低利融資制度</td><td>(株)日本政策金融公庫</td></tr> <tr> <td rowspan="2">保 証</td><td>中小企業信用保険法の特例</td><td>広島県信用保証協会</td></tr> <tr> <td>海外展開に伴う資金調達に対する支援措置</td><td>(株)日本政策金融公庫 広島県信用保証協会</td></tr> <tr> <td>投 資</td><td>中小企業投資育成株式会社法の特例</td><td>大阪中小企業投資育成(株)</td></tr> </tbody> </table> ※ 支援措置を利用するには、計画承認後、各支援機関における審査が必要です。		区 分	支 援 内 容	支 援 機 関	融資等	県費預託融資制度	県(経営革新課)、民間金融機関	高度化融資制度(貸付条件の優遇)	県(経営革新課)	政府系金融機関による低利融資制度	(株)日本政策金融公庫	保 証	中小企業信用保険法の特例	広島県信用保証協会	海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	(株)日本政策金融公庫 広島県信用保証協会	投 資	中小企業投資育成株式会社法の特例	大阪中小企業投資育成(株)
区 分	支 援 内 容	支 援 機 関																		
融資等	県費預託融資制度	県(経営革新課)、民間金融機関																		
	高度化融資制度(貸付条件の優遇)	県(経営革新課)																		
	政府系金融機関による低利融資制度	(株)日本政策金融公庫																		
保 証	中小企業信用保険法の特例	広島県信用保証協会																		
	海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	(株)日本政策金融公庫 広島県信用保証協会																		
投 資	中小企業投資育成株式会社法の特例	大阪中小企業投資育成(株)																		
窓 口	経営革新課 経営支援グループ TEL 082-513-3371																			
制度の案内	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html 【経営革新支援事業の概要(経営革新計画について)】 																			

6 事業承継の支援を受けたいとき

概 要	中小企業の皆様が、事業承継に取り組まれる際に県知事の認定を受けることで、事業承継税制や金融支援などの制度を活用できます。	
内 容	○事業承継税制：後継者が、株式や事業用資産を先代経営者から相続又は贈与により取得し、県知事の認定を受けた場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。 《対象》 法人…非上場中小企業の株式等 個人事業主…事業用資産(事業を行うために必要な土地・建物、機械・器具備品等) ○金融支援：経営者の死亡及び退任に伴い必要となる資金の調達を支援する制度です。親族外承継や個人事業主の承継も対象としています。 ※どちらも県知事の認定が必要です。	
窓 口	【事業承継税制・金融支援】 イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援担当 戦略企画グループ TEL 082-513-3355	
制度の案内	https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business_succession_support_measures.html 【中小企業事業承継支援のご案内】 	

《県費預託融資制度》

◎事業承継支援資金（産業支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者等が利用できます。 （１）事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人 （２）次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者 ① ３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していない者										
限 度 額	２億円（うち新規運転資金 6,000 万円）										
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転（借換資金） ※認定内容によっては借換も可</th><th>設備資金</th></tr><tr><td>事業承継支援資金</td><td>（３年以内） 1.0％ （５年以内） 1.2％ （10年以内） 1.4％</td><td>（３年以内） 0.7％ （５年以内） 0.9％ （10年以内） 1.1％ （10年超） 1.3％</td></tr></table> ※貸出利率：令和６年４月１日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用） ※「経営承継借換関連保証」及び「事業承継特別保証」適用のうち、一定の要件を満たす者は、広島県信用保証協会所定の保証料率（料率D適用） 融 資 期 間：対象（１） 運転 10 年（据置 1 年）、設備 15 年（据置 1 年） 対象（２） 借換・運転・設備 10 年（据置 1 年）			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転（借換資金） ※認定内容によっては借換も可	設備資金	事業承継支援資金	（３年以内） 1.0％ （５年以内） 1.2％ （10年以内） 1.4％	（３年以内） 0.7％ （５年以内） 0.9％ （10年以内） 1.1％ （10年超） 1.3％
資 金 名	貸出利率（固定金利）										
	運転（借換資金） ※認定内容によっては借換も可	設備資金									
事業承継支援資金	（３年以内） 1.0％ （５年以内） 1.2％ （10年以内） 1.4％	（３年以内） 0.7％ （５年以内） 0.9％ （10年以内） 1.1％ （10年超） 1.3％									
窓 口	【施策関係】イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援担当 戦略企画グループ TEL 082-513-3355 【融資関係】経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321										

7 経営の改善のために融資を受けたいとき

《県費預託融資制度》

◎ 緊急経営基盤強化資金・借換資金（緊急対応融資）【P82 参照】

対 象	(1) 緊急経営基盤強化資金 次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。 ① 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど、経営の悪化を来しているが、中長期的（概ね3年後）には業況が回復する見込みがある者 ② 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体（商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会）の推薦を受けた者 ③ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じている者 (2) 借換資金 (1)の緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等が利用できます。						
限 度 額	緊急経営基盤強化資金 4,000 万円 借換資金 8,000 万円（うち新規運転資金 4,000 万円）						
利 率 等	<table border="1" data-bbox="347 958 1468 1258"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 967 686 1048">資 金 名</th><th data-bbox="686 967 1461 1048">貸出利率（固定金利）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1048 686 1205">緊急経営基盤強化資金</td><td data-bbox="686 1048 1461 1205"> （3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※対象①において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3% </td></tr> <tr> <td data-bbox="354 1205 686 1258">借換資金</td><td data-bbox="686 1205 1461 1258"> （3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% </td></tr> </tbody> </table> ※ 貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） ※ 対象③は年0.7%（経営安定関連保証適用） 融 資 期 間：(1)緊急経営基盤強化資金 運転10年（据置1年） (2)借換資金 借換10年（据置1年）	資 金 名	貸出利率（固定金利）	緊急経営基盤強化資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※対象①において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%	借換資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%
資 金 名	貸出利率（固定金利）						
緊急経営基盤強化資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※対象①において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%						
借換資金	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%						
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321						

◎事業再生支援資金（緊急対応融資）【P82 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。 ① 経営支援機関等（商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業活性化協議会及び県費預託融資取扱金融機関）の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み、経営支援機関等から推薦を受けた者であって、一定の財務要件等を満たす者 ② 保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 ③ 中小企業活性化協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者 ④ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業活性化協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者									
限 度 額	2億円（うち新規運転資金4,000万円）									
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr> <tr> <th>信用保証付き</th><th>信用保証なし</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業再生支援資金</td><td>金融機関所定</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 信用保証料率：対象①② 広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） 対象③ 年0.8%又は年1.0% 対象④ 年0.2% 融 資 期 間：対象① 借換・運転・設備 10年（据置1年） 対象②③ 借換・運転・設備 15年（据置1年） 対象④ 借換・運転・設備 15年（据置5年）		資 金 名	貸出利率（固定金利）		信用保証付き	信用保証なし	事業再生支援資金	金融機関所定	—
資 金 名	貸出利率（固定金利）									
	信用保証付き	信用保証なし								
事業再生支援資金	金融機関所定	—								
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321									

◎ 中小企業成長プラン策定支援

内 容	企業が持つ技術やノウハウ、経営力について、強みや課題を示す「評価報告書」、及び目標へ向けた優先順位の高い課題への取組方法や成長の道筋を示す「成長プラン」を作成し成長をサポートする制度です。また他制度との連携により取組の実行支援を行います。	
対 象	・広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者 ・経営の改善・強化や今後の成長を目指す企業、新たな取組みを始めたい企業	
企業負担	・5万円	
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232 https://www.hiwave.or.jp/purposes1/development/evaluation/	



◎中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助（令和6年度をもって終了）

対 象	中小企業技術・経営力評価制度により「評価報告書」の発行を受けて1年以内に、広島県信用保証協会の保証により資金の融資を受けた事業者で、広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者 ただし、令和6年3月末までに「評価報告書」の発行を受けている事業者に限ります。
内 容	事業者が負担した信用保証料に対する0.1%相当額を補助します（融資を受けた事業者が広島県信用保証協会の定めた保証料率により全額納付した保証料相当額とその保証料率から0.1%割引した保証料率により計算された保証料との差額（百円未満切り捨て））。 ただし、補助額は補助対象者一社当たり一会計年度において20万円が限度となります。
窓 口	イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援担当 戦略企画グループ TEL 082-513-3355
制度の案内	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/gijyutsu-hoshouryou.html 【広島県中小企業技術・経営力評価事業 信用保証料補助金申請について】 

8 経営研修に参加したいとき

概 要	中小企業の「人づくり」を支援するための総合的な研修機関として、(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 中小企業大学校広島校が設置されており、中小企業者の経営者、後継者、管理者などを対象に、経営管理の各分野について、経営課題の解決に資する実践的、参加型の研修を実施しています。
対 象	中小企業の経営者及び後継者、管理者等（年齢、学歴は問いません。）
内 容	次頁のとおり
窓 口	(独)中小企業基盤整備機構中国本部 中小企業大学校広島校 TEL 082-278-4955（代表） FAX 082-278-7201 http://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/ E-mail hiro-kenshu@smrj.go.jp 

速報版

中小企業大学校広島校

2024年度研修一覧

(2024年4月～2025年3月開講予定分)

研修の内容等については、随時、中小企業大学校広島校ホームページに公開します。

※ 日程、受講料等は変更になる場合があります。最新の情報は研修チラシやホームページでご確認ください。

管理者養成コース	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者
	24-71	経営管理者養成コース（第35期）	4日間×7か月 (全28日間)	180時間	20	298,000				
		<開講日> ①7月2日(火)～5日(金)、②8月6日(火)～9日(金)、③9月3日(火)～6日(金)、④10月1日(火)～4日(金)、⑤11月5日(火)～8日(金)、⑥12月3日(火)～6日(金)、⑦2025年1月14日(火)～17日(金)								
	24-72	工場管理者養成コース（第31期）	3日間×6か月 (全18日間)	108時間	20	182,000				
		<開講日> ①9月11日(水)～13日(金)、②10月9日(水)～11日(金)、③11月13日(水)～15日(金)、④12月11日(水)～13日(金)、⑤2025年1月22日(水)～24日(金)、⑥2月12日(水)～14日(金)								

想定する受講対象者
■ 経営者：代表者・役員クラス
■ 経営幹部：部長・工場長・部門長クラス
■ 管理者：課長クラス
■ 新任管理者：新任課長・管理者候補
あくまでも目安ですので、各企業の状況に応じて受講する研修をご検討ください。

階層別	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日		
	24-04	新任管理者研修（５月開催）	同一の カリキュラムです	3日間	20時間	35	29,000					5月8日（水）～ 5月10日（金）	
	24-51	新任管理者研修（サテライト・ゼミin出雲）			3日間	20時間	20	29,000					7月10日（水）～ 7月12日（金）
	24-28	新任管理者研修（９月開催）			3日間	20時間	35	29,000					9月17日（火）～ 9月19日（木）
	24-11	次世代トップリーダー養成講座		3日間	21時間	25	32,000					6月3日（月）～ 6月5日（水）	
	24-30	女性リーダー養成講座		3日間	21時間	25	32,000					10月16日（水）～ 10月18日（金）	
	24-35	中堅管理者研修		3日間	21時間	35	32,000					11月11日（月）～ 11月13日（水）	
	 NEW 24-44	若手リーダー研修		3日間	20時間	35	29,000					2月18日（火）～ 2月20日（木）	

企業経営・経営戦略	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日
	NEW 24-06	「働きがい」を高めるワークエンゲージメント講座	2日間	13時間	30	22,000					5月13日（月）～ 5月14日（火）
	24-08	事業継続計画（BCP）のつくり方		3日間	21時間	20	32,000				5月20日（月）～ 5月22日（水）
	24-09	実践で学ぶ！経営戦略策定講座	4日間 (2日間×2回)	26時間	20	36,000					① 5月23日（木）～ 5月24日（金） ② 6月20日（木）～ 6月21日（金）
	NEW 24-15	D X・デジタル化推進講座		2日間	13時間	20	22,000				6月27日（木）～ 6月28日（金）
	NEW 24-18	ビジネスゲームで学ぶ！経営力強化講座	2日間	13時間	20	22,000					7月18日（木）～ 7月19日（金）
	24-21	社内を活性化するIT活用入門講座		2日間	13時間	20	22,000				7月30日（火）～ 7月31日（水）
	NEW 24-25	業務改善の考え方・進め方（ロジスティクス）	4日間 (2日間×2回)	26時間	20	36,000					① 8月22日（木）～ 8月23日（金） ② 9月26日（木）～ 9月27日（金）
	24-36	知っておくべき企業法務と危機管理	2日間	13時間	30	22,000					11月14日（木）～ 11月15日（金）
	24-46	経営トップセミナー これからの中小企業経営		2日間	12時間	40	22,000				3月7日（金）～ 3月8日（土）

組織マネジメント	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日
	24-05	部下指導のためのコーチング		2日間	13時間	25	22,000				5月9日（木）～ 5月10日（金）
	24-10	実践的仕事管理術	3日間	21時間	30	32,000					5月29日（水）～ 5月31日（金）
	24-14	問題発見・解決力強化講座	3日間	21時間	30	32,000					6月25日（火）～ 6月27日（木）
	NEW 24-16	チームマネジメント力強化講座	3日間	21時間	30	32,000					7月10日（水）～ 7月12日（金）
	24-22	実践で学ぶ！部下指導の考え方・進め方	4日間 (2日間×2回)	26時間	35	36,000					① 8月1日（木）～ 8月2日（金） ② 9月9日（月）～ 9月10日（火）
	24-33	リーダーシップ強化講座	3日間	21時間	35	32,000					10月29日（火）～ 10月31日（木）
	24-38	コミュニケーション活性化講座	3日間	21時間	35	32,000					11月19日（火）～ 11月21日（木）
	NEW 24-40	業務マニュアルのつくり方・活かし方	2日間	14時間	30	22,000					11月27日（水）～ 11月28日（木）
	24-45	リーダーシップ基礎講座	2日間	13時間	30	22,000					2月26日（水）～ 2月27日（木）

人事・組織	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日
	24-07	実践で学ぶ！人事制度構築の考え方・進め方	4日間 (2日間×2回)	26時間	25	36,000					① 5月16日（木）～ 5月17日（金） ② 6月18日（火）～ 6月19日（水）
	24-23	人材育成の考え方・進め方	3日間	21時間	30	32,000					8月5日（月）～ 8月7日（水）
	24-27	人材定着の考え方・進め方		2日間	13時間	25	22,000				9月5日（木）～ 9月6日（金）
	24-32	健康経営の考え方・進め方		2日間	13時間	25	22,000				10月24日（木）～ 10月25日（金）
	24-34	中小企業の人事・労務管理の実務		3日間	21時間	25	32,000				11月6日（水）～ 11月8日（金）

財務管理	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日
	24-02	決算書の読み方入門講座（4月開催）	同一の カリキュラムです	3日間	21時間	35	32,000				4月22日（月）～ 4月24日（水）
	24-42	決算書の読み方入門講座（1月開催）		3日間	21時間	35	32,000				1月27日（月）～ 1月29日（水）
	24-19	経営課題と対策が見えてくる財務分析講座	3日間	21時間	25	32,000					7月22日（月）～ 7月24日（水）
	24-37	実践で学ぶ！利益・資金計画策定講座	4日間 (2日間×2回)	27時間	20	39,000					① 11月18日（月）～ 11月19日（火） ② 12月17日（火）～ 12月18日（水）
	24-43	会計情報活用講座（開催地未定）	1日間	6時間	25	16,000					2月10日（月）

営業・マーケティング	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日
	24-03	販路開拓の進め方	4日間 (2日間×2回)	26時間	25	36,000					① 4月23日（火）～ 4月24日（水） ② 5月28日（火）～ 5月29日（水）
	24-12	新規顧客開拓の進め方		3日間	21時間	25	32,000				6月4日（火）～ 6月6日（木）
	24-17	成果を上げる営業交渉術	3日間	21時間	30	32,000					7月17日（水）～ 7月19日（金）
	24-26	Web活用による「売れる仕組み」の実践法	3日間 (2日間+1日間)	20時間	20	29,000					① 8月29日（木）～ 8月30日（金） ② 9月30日（月）
	24-29	実践で学ぶ！提案営業の進め方	4日間 (2日間×2回)	26時間	30	36,000					① 9月19日（木）～ 9月20日（金） ② 10月17日（木）～ 10月18日（金）
	24-39	強い営業チームのつくり方		3日間	21時間	25	32,000				11月20日（水）～ 11月22日（金）
	24-41	実践で学ぶ！営業計画のつくり方	4日間 (2日間×2回)	26時間	25	36,000					① 1月15日（水）～ 1月16日（木） ② 2月12日（水）～ 2月13日（木）

生産管理	No.	研修名	研修期間	時間	定員(名)	受講料(円)	経営者	経営幹部	管理者	新任管理者	開講日
	24-01	実践で学ぶ！5Sと目で見える管理	4日間 (2日間×2回)	26時間	30	36,000					① 4月18日（木）～ 4月19日（金） ② 5月30日（木）～ 5月31日（金）
	NEW 24-13	生産現場の問題発見講座	3日間	21時間	30	32,000					6月12日（水）～ 6月14日（金）
	24-20	自社で実践できる！品質改善の進め方	4日間 (2日間×2回)	26時間	20	36,000					① 7月29日（月）～ 7月30日（火） ② 8月27日（火）～ 8月28日（水）
	24-24	直ぐに実践できる！原価管理とコストダウン	4日間 (2日間×2回)	26時間	20	36,000					① 8月21日（水）～ 8月22日（木） ② 9月25日（水）～ 9月26日（木）
	24-31	多能工化の進め方	3日間	21時間	30	32,000					10月22日（火）～ 10月24日（木）

9 取引先の倒産による資金確保に備えたいとき

《 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済） 》

概 要	中小企業倒産防止共済制度に加入して毎月一定金額を掛けると、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者が連鎖倒産することや、著しい経営難に陥ることを防止するために共済金の貸付を受けることができます。
掛 金	5,000 円～200,000 円／月（5,000 円刻み） 税法上、損金(法人)又は事業所得の必要経費(個人)に算入できます。
貸付事由	加入後 6 か月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権や前渡金返還請求権の回収が困難となった場合
貸付金額	回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の 10 倍に相当する額（共済契約者当たりの貸付残高が 8,000 万円を超えない範囲）のいずれか少ない額
貸付条件	無担保・無保証人・無利子（ただし、貸付額の 1／10 に相当する額は掛金総額から控除）5 年～7 年（据置期間 6 か月を含む）の毎月均等償還
一時貸付金制 度	加入者は取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の 95%を上限として臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。
対 象	引き続き 1 年以上事業を行っている中小企業者（法人・個人）又は組合（①企業組合、協業組合②共同生産等共同事業を行っている事業協同組合、商工組合等）
窓 口	お取引の金融機関 各商工会議所、各商工会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会等

《 県費預託融資制度 》

◎ セーフティネット資金（国指定）（緊急対応融資）【P82 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。 ① 国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者(セーフティネット保証1～4号、6号※) ② 全国的な大規模経済危機・災害等によって影響を受けている者(危機関連保証※) ③ 激甚災害を受けたことについて市町の証明(り災証明)のある者 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要です。					
限 度 額	中小企業者 8,000 万円、組合等 1 億 6,000 万円					
利 率 等	<table border="1"><thead><tr><th>資 金 名</th><th>貸出利率(固定金利)</th></tr></thead><tbody><tr><td>セーフティネット 資金(国指定)</td><td>(3 年以内) 0.8% (5 年以内) 1.0% (10 年以内) 1.2%</td></tr></tbody></table> ※貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：年0.7% 融資期間：対象① 運転10年(据置1年)【災害の場合】設備10年(据置3年) 対象② 運転・設備10年(据置2年) 対象③ 運転10年(据置1年)・設備10年(据置3年)		資 金 名	貸出利率(固定金利)	セーフティネット 資金(国指定)	(3 年以内) 0.8% (5 年以内) 1.0% (10 年以内) 1.2%
資 金 名	貸出利率(固定金利)					
セーフティネット 資金(国指定)	(3 年以内) 0.8% (5 年以内) 1.0% (10 年以内) 1.2%					
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321					

◎自然災害・倒産防止等資金（県指定等）（緊急対応融資）【P82 参照】

対 象	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定（り災証明）した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等が利用できます。	
限 度 額	中小企業者 4,000 万円、組合等 8,000 万円	
利 率 等	資 金 名	貸出利率（固定金利）
	自然災害・倒産防止等資金（県指定等）	（3 年以内）0.8%（5 年以内）1.0%（10 年以内）1.2% ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%
※貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 B 適用） 融資期間：運転 10 年（据置 1 年）【災害の場合】設備 10 年（据置 3 年）		
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321	

10 下請取引のあっせんについて相談したいとき

内 容	(公財)ひろしま産業振興機構が収集した受発注情報に基づく取引のあっせんをします。事前に企業概要、保有設備等の登録が必要です(登録料、あっせん料:無料)。県内外の発注企業と商談を行う広域取引商談会の開催を通じて新規取引の開拓を支援します。
対 象	経営の改善・強化を目指す中小企業
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7704

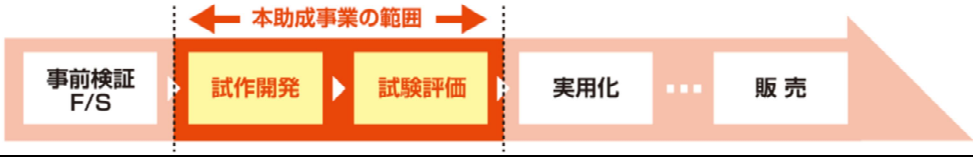
11 下請取引に関する苦情又は紛争について相談したいとき

◎ 下請かけこみ寺

内 容	・ 中小企業からの取引に関する相談に対応 ・ 無料弁護士相談、裁判外紛争解決（ADR）のあっせん
対 象	中小企業
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618

12 新しいビジネスモデルの立ち上げや新事業展開を進めたいとき

◎ 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金

内 容	中小・ベンチャー企業の新たな製品・技術の開発や新たなサービス創出のための研究開発など、自社の成長に向けたチャレンジを資金面（助成金）や専門的アドバイス等により支援します。
対 象	《応募対象者》 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者 ※応募締切までにパートナーシップ構築宣言の登録が完了されている者 《対象事業》 付加価値や利益率向上、新たな需要や雇用の創出等に向けた次に掲げる新たな取り組み (1) 新製品・新技術の開発 (2) 新たなソフトウェアの研究開発 (3) 新たなサービス創出のための研究開発 (4) 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発 《対象事業範囲》 
助 成 率	助成対象経費の 2 / 3 以内
助 成 額	500 万円以内
受 付	第 1 次公募期間：令和 6 年 3 月 13 日～令和 6 年 4 月 24 日 第 2 次公募は、8 月中旬 ～ 10 月中旬を予定しています。
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当 TEL 082-240-7712

13 中心市街地の商店街の活性化をお考えのとき

《 県費預託融資制度 》

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P83 参照】

対 象	・ 中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて事業を行う中小企業者又は組合等																
限 度 額	2 億円（うち運転資金 6, 000 万円）																
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="4">事業活動支援資金</td><td>（3 年以内） 1. 0%</td><td>（3 年以内） 0. 7%</td></tr><tr><td>（5 年以内） 1. 2%</td><td>（5 年以内） 0. 9%</td></tr><tr><td>（10 年以内） 1. 4%</td><td>（10 年以内） 1. 1%</td></tr><tr><td></td><td>（10 年超） 1. 3%</td></tr></table>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	事業活動支援資金	（3 年以内） 1. 0%	（3 年以内） 0. 7%	（5 年以内） 1. 2%	（5 年以内） 0. 9%	（10 年以内） 1. 4%	（10 年以内） 1. 1%		（10 年超） 1. 3%
	資 金 名	貸出利率（固定金利）															
		運転資金	設備資金														
	事業活動支援資金	（3 年以内） 1. 0%	（3 年以内） 0. 7%														
		（5 年以内） 1. 2%	（5 年以内） 0. 9%														
（10 年以内） 1. 4%		（10 年以内） 1. 1%															
		（10 年超） 1. 3%															
※信用保証なしの場合は上記利率+0. 3%																	
※貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。																	
信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 C 適用）																	
融 資 期 間：運転10年（据置 3 年）、設備15年（据置 3 年）																	
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321																

14 県内製品の販路拡大を進めたいとき

◎ 「BUYひろしま」キャンペーン（県内製品愛用運動）

内 容	県内製品の消費拡大がもたらす県内産業への波及効果等を広く県民に周知するためのPR活動である「BUYひろしま」キャンペーン（県内製品愛用運動）の一環として、県産品フェアの開催などを実施します。
窓 口	21 ひろしま県内製品愛用運動推進協議会事務局 観光課 BUYひろしま推進グループ TEL 082-513-3441 【構成団体】広島市、広島県市長会、広島県町村会、広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、県

◎ ひろしまブランドショップT A Uを活用した販路開拓

内 容	ひろしまブランドショップT A U（東京都中央区銀座）では、県産品等の販売や首都圏への情報発信を行っています。 T A Uに出品されている県内事業者の方々には、次のような販路開拓支援を実施しています。	
	テストマーケティング	毎月12商品程度のテスト販売を実施 来店者や専門家の意見をフィードバック
	T A U等での商談会	首都圏バイヤーとのマッチング機会の創出
	県産品フェアの開催	百貨店、高級スーパー等、首都圏小売店での県産品フェアの開催
	T A U店内催事の展開	T A U1 F物販エリアでの販売を通じた消費者ニーズの把握
窓 口	観光課 BUYひろしま推進グループ TEL 082-513-3441	

3 技術力・研究開発能力の向上をお考えの場合

1 技術相談をしたいとき

◎ 県立総合技術研究所

内 容	ワンストップサービス 各技術センターに技術相談の総合窓口として「技術支援部（技術支援担当）等」を設置し、技術や製品の研究開発を通じて、新規創業、新事業展開を目指す方々の幅広い相談に対応します。また、県と広島市の工業系技術センターが連携してポータルサイトを設置し、技術相談に対応します。																														
	県立総合技術研究所では、企業等からの技術的課題の解決依頼に応じて、調査、測定、分析、評価などの手法を通じて、その課題解決に向けて検討することを請け負うとともに、技術指導と併せ、検討結果等を記載した技術支援レポートの交付等を行っています。【有料】 ※ ただし、次に掲げる技術指導は無料で行います。 （なお、現地での指導が必要な場合は、旅費相当額を負担していただきます。） 誰でも容易に入手し得る情報、一般的な知見、公知の技術などに基づいて行う技術指導、行政上の必要による技術的課題解決支援（危機管理対応を含む）																														
窓 口	【県立総合技術研究所】 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/ <table><tr><td>保健環境センター</td><td>総務企画部</td><td>TEL 082-255-7131</td></tr><tr><td>食品工業技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 082-251-7433</td></tr><tr><td>西部工業技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 0823-74-1151</td></tr><tr><td>生産技術アカデミー</td><td>技術支援担当</td><td>TEL 082-420-0537</td></tr><tr><td>東部工業技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 084-931-2402</td></tr><tr><td>農業技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 082-429-0522</td></tr><tr><td>果樹研究部</td><td>技術支援担当</td><td>TEL 0846-45-5471</td></tr><tr><td>畜産技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 0824-74-0332</td></tr><tr><td>水産海洋技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 0823-51-2173</td></tr><tr><td>林業技術センター</td><td>技術支援部</td><td>TEL 0824-63-0897</td></tr></table> 【県・市工業系技術センターの連携による支援窓口等】 共通ポータルサイト「広島県・広島市工業系技術センター機器・技術総合案内」 https://www.itc.city.hiroshima.jp/renkei/ 	保健環境センター	総務企画部	TEL 082-255-7131	食品工業技術センター	技術支援部	TEL 082-251-7433	西部工業技術センター	技術支援部	TEL 0823-74-1151	生産技術アカデミー	技術支援担当	TEL 082-420-0537	東部工業技術センター	技術支援部	TEL 084-931-2402	農業技術センター	技術支援部	TEL 082-429-0522	果樹研究部	技術支援担当	TEL 0846-45-5471	畜産技術センター	技術支援部	TEL 0824-74-0332	水産海洋技術センター	技術支援部	TEL 0823-51-2173	林業技術センター	技術支援部	TEL 0824-63-0897
保健環境センター	総務企画部	TEL 082-255-7131																													
食品工業技術センター	技術支援部	TEL 082-251-7433																													
西部工業技術センター	技術支援部	TEL 0823-74-1151																													
生産技術アカデミー	技術支援担当	TEL 082-420-0537																													
東部工業技術センター	技術支援部	TEL 084-931-2402																													
農業技術センター	技術支援部	TEL 082-429-0522																													
果樹研究部	技術支援担当	TEL 0846-45-5471																													
畜産技術センター	技術支援部	TEL 0824-74-0332																													
水産海洋技術センター	技術支援部	TEL 0823-51-2173																													
林業技術センター	技術支援部	TEL 0824-63-0897																													

◎ （公財）ひろしま産業振興機構

内 容	（公財）ひろしま産業振興機構ものづくり革新統括センターにおいて、技術的な指導・アドバイスをを行うとともに、必要に応じ、県立総合技術研究所や大学等への橋渡し、最新技術動向の情報発信、コンソーシアムや産業集積形成に向けた研究会の運営等を行います。
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7712 FAX 082-242-7709 https://www.hiwave.or.jp/organization/sangakukan/

2 知的財産に関する相談をしたいとき

◎ 広島県中小企業知財支援センター

概 要	県内中小企業等の知的財産に関する課題解決をワンストップで支援し、中小企業等における知的財産を活用した事業展開を支援します。
内 容	〔情報提供〕 ・知的財産制度及び知的財産活用に係る各種支援施策等の紹介 ・企業や大学等の知的財産情報の提供 ・特許電子図書館等による特許等産業財産権情報の提供 〔活用支援〕 ・特許等検索指導・出願、登録等の相談支援 ・技術移転等の戦略的な知的財産活用支援 ・企業が持つ技術の知的財産としての評価 ・技術や研究成果の特許等への権利化や活用方法の相談
窓 口	広島県中小企業知財支援センター 【総合受付】 (公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 082-240-7718 https://www.hiwave.or.jp/organization/chizai/ 【福山サテライト】 福山商工会議所 内 TEL 084-921-2349 【連携機関】 (一社)広島県発明協会 TEL 082-241-3940 http://www.hiroshima-hatsumeiji.jp/  

3 試験研究設備や研究開発施設を利用したいとき

内 容	県立総合技術研究所及び㈱広島テクノプラザでは、企業等からの依頼に応じて、各種の試験研究設備を利用することができます。希望に応じて、研究員等が取扱方法、試験方法などを指導します。 また、ひろしま産学共同研究拠点でも、共用研究機器を利用できます。【いずれも有料】		
窓 口	県立総合技術研究所	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/	
	保健環境センター	総務企画部	TEL 082-255-7131
	食品工業技術センター	技術支援部	TEL 082-251-7433
	西部工業技術センター	技術支援部	TEL 0823-74-1151
	東部工業技術センター	技術支援部	TEL 084-931-2402
	農業技術センター	技術支援部	TEL 082-429-0522
	水産海洋技術センター	技術支援部	TEL 0823-51-2173
	林業技術センター	技術支援部	TEL 0824-63-0897
	㈱広島テクノプラザ	TEL 082-420-0500	https://www.h-techno.co.jp/
	ひろしま産学共同研究拠点	TEL 082-420-0537	(生産技術アカデミー)
			

—主な試験研究設備—

機 関 名	試 験 研 究 設 備 名
保健環境センター	上皿直示天びん、振とう器、電気マッフル炉 等
食品工業技術センター	粘弾性試験装置(テンシブレッサー)、高速液体クロマトグラフ質量分析装置、粒度分布測定装置、露点制御乾燥機、ガスクロマトグラフ質量分析装置、デジタルマイクロスコプ、糖化装置、レトルト装置 等
西部工業技術センター	走査型電子顕微鏡、赤外分光装置、ICP 発光分光分析装置、無響室・残響室、イオンクロマトグラフ分析装置、万能試験機、振動試験機、大型高速衝撃試験機、恒温恒湿室、レーザー超音波非破壊検査装置 等
生産技術アカデミー	非接触三次元測定装置、ファイバーレーザ加工システム、高速マシニングセンタ、3D プリンタ、万能塑性加工機、万能試験機、薄板試験機、モーションキャプチャ、生体信号計測装置 等
東部工業技術センター	FE 式走査型電子顕微鏡、万能引張圧縮試験機、熱衝撃試験機、恒温恒湿器、塩乾湿複合サイクル試験機、振動試験機、照明器具測光装置、分光放射輝度計、レーザー顕微鏡、X 線CT装置、蛍光X線分析装置、炭素硫黄分析装置、マルチセンサ式座標測定機、3D デジタイザ、3D プリンタ、摩擦かくはん接合装置 等
農業技術センター	水稻坪刈り収量調査用機器、水稻収量構成要素調査用機器、植物組織培養関連設備(クリーンベンチ)、恒温器、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、小型破砕機
畜産技術センター	ICP 発光分光分析装置(ミネラル分析)、抽出装置(マイクロウェーブ)、CN コーダー 等
水産海洋技術センター	フレンチプレス、高速冷却遠心分離機、超遠心分離機、軟 X 線撮影装置、マイクローム、クリオスタット 等
林業技術センター	木材万能強度試験機、実大材強度試験機、実大材引張試験機、多点ひずみ測定装置、自動二面直角かんな盤、パネルソー、ホットプレス、チップ粉碎機 等
(株)広島テクノプラザ	大型電波暗室(10m/3m法電波暗室)、民生・車載機器用各種EMC測定試験機器、走査電子顕微鏡、恒温恒湿槽、振動試験機、オートグラフ、万能試験機、フーリエ変換赤外分光光度計、振動騒音計測装置 等
ひろしま産学共同研究拠点	透過電子顕微鏡、Xe プラズマFIB-SEM、ナノメカニカル装置付走査電子顕微鏡、ナノフォーカスX線CT、X 線光電子分光装置、ウルトラマイクローム

4 試験や分析などを依頼したいとき

内 容	県立総合技術研究所及び(株)広島テクノプラザでは、企業等からの公的証明等の依頼に応じて、各種試験・検査分析などを実施し、成績証明書等を発行しています。【有料】		
窓 口	県立総合技術研究所	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/	
	保健環境センター	総務企画部 TEL 082-255-7131	
	食品工業技術センター	技術支援部 TEL 082-251-7433	
	西部工業技術センター	技術支援部 TEL 0823-74-1151	
	東部工業技術センター	技術支援部 TEL 084-931-2402	
	農業技術センター	技術支援部 TEL 082-429-0522	
	水産海洋技術センター	技術支援部 TEL 0823-51-2173	
	林業技術センター	技術支援部 TEL 0824-63-0897	
	(株)広島テクノプラザ	TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/	

－主な試験・検査項目－

機 関 名	試 験 検 査 項 目 名
保健環境センター	・病原微生物の検査、化学物質の検査及び無菌検査 等
食品工業技術センター	・食品添加物試験、粘弾性特性、官能評価、食品・食品素材等に関する測定 等 ・食品・食品素材等に関する一般定性分析、一般定量分析、特殊定性分析及び特殊定量分析 等
西部工業技術センター	・材料試験（引張、曲げ、圧縮、衝撃、疲労、硬さ、摩耗等）、機械器具等の試験、ひずみ測定、音響振動測定、振動試験、腐食耐候性試験、めっき・塗膜等の被膜試験 等 ・一般定性分析、一般定量分析、工業用水及び工場排水検査、油分物性（引火点、発熱量等）等
東部工業技術センター	・材料試験、機械器具等の試験、機械性状試験、耐久性試験、製品試験、染色堅ろう度試験、繊維・繊維製品物性試験 等 ・一般定性分析、一般定量分析、特殊定性分析及び特殊定量分析、工業用水及び工場排水検査
農業技術センター	・病害虫検査
水産海洋技術センター	・病原体検査
林業技術センター	・基本物性試験、実大材強度試験、接合部強度試験
(株)広島テクノプラザ	・電磁環境両立性に関する国際規格、欧州統一規格等に基づく試験 ・建設工事材料（コンクリート及び鉄筋）の強度試験及び成績証発行 ・温湿度試験、振動試験、材料試験、振動騒音測定・分析及び分析機器での表面観察、元素分析、同定等

5 研究を委託したいとき

内 容	県立総合技術研究所では、各センターが行っている試験研究と関連する研究や、各センターの施設、機器又は職員の専門技術を必要とする研究について、企業等からの委託を受けて実施しています。【有料】		
窓 口	県立総合技術研究所 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/ 保健環境センター 総務企画部 TEL 082-255-7131 食品工業技術センター 技術支援部 TEL 082-251-7433 西部工業技術センター 技術支援部 TEL 0823-74-1151 生産技術アカデミー 技術支援担当 TEL 082-420-0537 東部工業技術センター 技術支援部 TEL 084-931-2402 農業技術センター 技術支援部 TEL 082-429-0522 果樹研究部 技術支援担当 TEL 0846-45-5471 畜産技術センター 技術支援部 TEL 0824-74-0332 水産海洋技術センター 技術支援部 TEL 0823-51-2173 林業技術センター 技術支援部 TEL 0824-63-0897		

6 技術研修を受けたいとき

内 容	総合技術研究所では、各センターで県民又は企業等の人材育成を支援しています。		
窓 口	県立総合技術研究所 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/ 保健環境センター 総務企画部 TEL 082-255-7131 食品工業技術センター 技術支援部 TEL 082-251-7433 西部工業技術センター 技術支援部 TEL 0823-74-1151 生産技術アカデミー 技術支援担当 TEL 082-420-0537 東部工業技術センター 技術支援部 TEL 084-931-2402 農業技術センター 技術支援部 TEL 082-429-0522 果樹研究部 技術支援担当 TEL 0846-45-5471 畜産技術センター 技術支援部 TEL 0824-74-0332 水産海洋技術センター 技術支援部 TEL 0823-51-2173 林業技術センター 技術支援部 TEL 0824-63-0897		

[人材育成支援制度]

研修名・内容	対象・研修方法等
企業等研究員受入制度 新技術等の自主的開発及び技術課題の自主的解決を支援	[対 象] 県内企業等の経営者又は従業員であって、当該研究等に関し相当程度の技術知識を有する者 [研修方法] 研究員がマンツーマンで指導を行う [受入指導料] 7,000 円/人・日
技術者研修 専門的知識を修得及び県内企業等の技術開発能力を向上	[対 象] 県内企業等の経営者又は従業員であって、技術に関する基礎理論及び応用知識を理解できる者 [研修方法] 講義及び実習により行う集合型研修 [受講料] 実費相当額
依頼研修 地方公共団体等からの依頼に基づいて研修生を受け入により、専門知識及び技能を習得	[対 象] 次のいずれかに該当する機関の受入要請を受けた者で、所長が適当と認める者 ・国 ・地方公共団体 ・大学、高等学校等の教育機関 ・農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合 ・その他所長が適当と認める機関 [研修方法] 行政等からの要請に基づき研修生を受入れる [受講料] 原則無料

◎ (株)広島テクノプラザの技術研修 【有料】

内 容	企業等の技術人材を育成するため、研修を実施しています。 (コース内容により、ある程度の知識を必要としますので、ホームページで研修コースごとの受講対象を確認して申し込んでください。)	
窓 口	(株)広島テクノプラザ TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/	

◎ ひろしまデジタルイノベーションセンター

内 容	MBD (モデルベース開発) に関する基礎的知識の習得から、CAE (コンピューター支援エンジニアリング) の詳細設計への適用まで、レベルに応じた実践的講座を企画・実施しています。 MBD/CAE 人材育成サービスの3体系 MBD 関連研修: プロセス研修 (MBD 戦略&思想、仕事の進め方変革を理解) 等 長期間のグループ研修 (グループ内で協力しつつ実際にソフトを活用できるよう支援) MBD/CAE 詳細設計研修: 部品の詳細設計において求められるモデル作成と数値解析技術	
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-426-3250 https://www.hiwave.or.jp/hdic/	

7 異業種交流を進めたいとき

◎ 広島県異業種交流連絡協議会サロン

概 要	(公財)ひろしま産業振興機構では、県内中小企業の異業種交流を目的とする広島県異業種交流サロンの事務局として、講演会、見学会、交流会などを実施しています。	
内 容	各グループの会員企業相互間、また、異業種交流グループ相互間において、各企業の経営力の拡充を図るために業種の垣根を超えて経営資源や情報を持ち寄ることを目指して、広く情報交換や視察・学習の場を設けています。	
対 象	県内の異業種交流グループの会員企業	
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7701 https://www.hiwave.or.jp/purposel/seminar/group/	

8 電気工事業を行いたいとき

概 要	一般用電気工作物等又は自家用電気工作物の設置等の工事を行う事業を営むためには、登録等の手続が必要です。		
	区 分	建設業許可	工事の種類
	登録電気工事業者	無	一般用電気工作物等 自家用電気工作物
	みなし登録電気工事業者	有	一般用電気工作物等 自家用電気工作物
	通知電気工事業者	無	自家用電気工作物
	みなし通知電気工事業者	有	自家用電気工作物
※登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者は、営業所ごとに主任電気工事士を置かなければなりません。 主任電気工事士には、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状取得後3年以上の実務を有する者になることができます。			
窓 口	イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335・3336		

9 電気工事士になりたいとき

概 要	電気工事の作業を行う場合には、第一種電気工事士と第二種電気工事士があり、従事できる範囲が区分されています。		
	自家用電気工作物 (最大電力 500kw 未満、工場やビル)	第一種 電気工事士	第二種 電気工事士
	一般用電気工作物等 (電圧 600V 以下で受電する場所の配線、 電気使用設備、一般家庭の屋内配線)		
内 容	第一種電気工事士免状は、第一種電気工事士試験に合格又は電気主任技術者免状取得者及び高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、必要な実務経験を有する者が、交付を受けることができます。 第二種電気工事士免状は、第二種電気工事士試験に合格又は養成施設を修了した者が、交付を受けることができます。 免状の交付は、県に申請します。		
窓 口	イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335・3336		
試 験	電気工事士試験は、次の機関が実施しています。 (一財)電気技術者試験センター TEL 03-3552-7691 〒104-8584 東京都中央区八丁堀 2-9-1 (RBM東八重洲ビル8階) http://www.shiken.or.jp/		

10 計量士になりたいとき

概 要	計量士とは、計量器の検査その他の計量管理を的確に行うために必要な知識経験を有する者です。 計量士には、一般計量士、環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）があります。
内 容	計量士になるには、試験に合格するか、計量行政審議会の認定を受け、登録する必要があります。登録は、県を経由して経済産業省に申請します。
受験願書に関すること	【受験願書配布及び受付】 経済産業省から試験実施業務を請け負った民間企業が窓口になります。 申込方法の詳細や願書の請求先等については、官報及び経済産業省のホームページでご確認ください。 http://www.meti.go.jp/ 
登録に関すること	【登録申請書提出先】 イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335・3336

11 自動車部品関連分野における研究開発力を強化したいとき

概 要	「カーテクノロジー革新センター」では、専門的知識を有するコーディネーターにより自動車部品サプライヤーの研究開発を支援するとともに、技術課題解決を担う人材の育成を実施しています。
内 容	新技術トライアル・ラボ運営 カーテクノロジー革新センター内新技術トライアル・ラボのスタッフが自動車関連サプライヤーと協同で試作や実験評価等の実施を通じニーズに合致する技術シーズの探索を行い、新技術の芽出しを支援します。 人材育成研修 地域サプライヤー企業等の技術者育成と研究開発力の維持・向上を図るため、クルマの装置・構造・しくみに関する講座や、金属・樹脂材料の専門知識を体系的に学べる講座等を実施します。 また、「マイコン制御」「組込システム」などの制御ソフトに関する講座等を実施します。
窓 口	イノベーション推進チーム ものづくり支援グループ TEL 082-513-3362 (公財)ひろしま産業振興機構 カーテクノロジー革新センター TEL 082-240-7713 https://www.hiwave.or.jp/atic/ 

4 海外展開をお考えの場合

1 海外成長市場への進出や販路拡大を希望するとき

◎ 海外ビジネス展開・販路拡大支援事業

内 容	海外成長市場を対象としたビジネス機会の拡大を支援します。 ① 新しい価値を生み出すビジネス展開支援 ・シリコンバレーの企業等とのビジネスマッチング支援等 ② 県産品販路拡大 ・重点品目（かき及び日本酒）の対象に販路拡大支援（アジア・EU等） ・日本酒のフランスにおける販路拡大支援
対 象	県内企業・団体等
窓 口	① 県内投資促進課 海外進出支援グループ TEL 082-513-3382 ② 県内投資促進課 販路拡大支援グループ TEL 082-513-3385

◎ ビジネスマッチング

内 容	国内商社等との商談などビジネスマッチングの機会を提供します。 ① マーケットイン型商談等 ② 海外向けEC活用の支援
対 象	県内企業
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400

◎ 中国・四川省における海外事務所

内 容	中国・四川省（平成23年8月に経済交流協定締結）に、県内企業のビジネス支援を行う現地事務所を開設し、現地情報の収集・提供、取引先の発掘・紹介、商談機会の設定・アフターフォロー等各種支援を実施しています。
事 務 所	広島・四川経済交流事務所 住 所：中華人民共和国四川省成都市盛隆街9号 広島・四川中日友好会館 207 室 人 員：3名（業務委託）
窓 口	県内投資促進課 海外進出支援グループ TEL 082-513-3382

◎ 中国・上海における事務所 ※令和6年9月末で廃止

内 容	現地を訪問する企業関係者等に対する便宜供与をはじめ、経済情報等の収集・提供等各種支援を実施しています。
事 務 所	広島上海事務所 住 所：中華人民共和国上海市長寧区延安西路1088号 長峰中心 705・706 室 人 員：2名（業務委託）
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400

2 海外展開に必要なグローバル人材を確保したいとき

◎ 広島県ものづくりグローバル人材育成事業

内 容	産学官が連携して協議会を組織し、県内企業の海外展開ニーズの高いアジアをはじめとする各国から、県内企業への就職意思を有する優秀な理工系留学生を受け入れ、ものづくり企業のノウハウを活かしたカリキュラムによる人材育成を行い、県内企業への就職を進めています。
実施主体	広島県ものづくりグローバル人材育成協議会（県内企業、広島大学、広島県で構成）
受入大学	広島大学大学院先進理工系科学研究科
事業内容	・ 各国大学における優秀な留学生の掘り起こし ・ 受入留学生への奨学金支給（10万円／月） ・ 日本型ものづくり及び日本型企業経営を理解するための教育プログラムの実施 ・ 上記教育プログラムへの各種協力（インターンシップ受入、講師派遣等）
会 費	企業負担金：30万円／年（受入留学生を採用した場合、特別負担金50万円を納入）
窓 口	広島県ものづくりグローバル人材育成協議会事務局 （産業人材課 未来人材育成グループ内） TEL 082-513-3420

◎ 国際取引実務研修

内 容	貿易実務に関する研修を実施します。【有料】 研修内容及び開催日時等： ＜入門編＞ 貿易実務全体の入門理解（EPAの現状、越境ECによる海外販売、間接貿易と直接貿易） 国際取引のカギとなる3つの要素、貿易条件とインコタームズ、貿易保険、外国為替と支払条件 輸出コスト計算、船積書類、輸出入業務と輸出入通関、入門演習 ＜基礎知識編＞ 輸出入のトラブル事例、企業商習慣の差異、トラブル対処法（代金回収、品質、納期） 海外営業商談/調達商談の準備・交渉・実践、演習 【広島会場】（定員35名程度） 広島県情報プラザ2階研修室（広島市中区千田町3丁目7-47） ① 入門編 6月11日（火） ② 基礎知識編 7月9日（火） 【福山会場】（定員35名程度） 福山商工会議所9階会議室（福山市西町2丁目10-1） ① 入門編 6月12日（水） ② 基礎知識編 7月10日（水） 【オンライン】（定員25名程度） ZOOMによるライブ配信。ビデオオンでご参加可能な方に限ります。 ① 入門編 6月11日（火） ② 基礎知識編 7月9日（火） ※各日、9:30～16:00（昼休憩12:30～13:30） ※①入門編と②基礎知識編はセット受講です。
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400

3 海外展開支援機関

◎ 公的支援機関の窓口

内 容	海外展開に向けた個別相談や各種セミナー等を実施しています。		
窓 口	機関名	連絡先	主な支援事業
	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター	082-248-1400	海外展開に関する相談、ビジネスマッチング支援、セミナー等の情報提供など
	日本貿易振興機構 (JETRO) 広島貿易情報センター	082-535-2511	貿易投資に関する無料相談、国内外での展示・商談会の開催等
	(独)中小企業基盤整備機構 中国本部	082-502-6311	海外展開に関する相談等
	JICA 中国国際センター	082-421-6300	ODA を活用した海外展開支援（途上国での製品・技術ニーズ調査、普及実証事業支援、民間連携ボランティア等）

◎ 海外現地事務所（中国四川省・上海）※② 広島上海事務所は令和6年9月末で廃止

内 容	現地を訪問する企業関係者等に対する便宜供与をはじめ、経済情報等の収集・提供等各種支援を実施しています。
事 務 所	① 広島・四川経済交流事務所 所在地：四川省成都市盛隆街9号 広島・四川中日友好会館 207 室 人 員：3名（業務委託） ② 広島上海事務所 所在地：上海市長寧区延安西路1088号 長峰中心 705・706 室 人 員：2名（業務委託）
窓 口	① 県内投資促進課 海外進出支援グループ TEL 082-513-3382 ② (公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400

◎ 海外ビジネスサポーターの設置

内 容	「海外ビジネスサポーター」を設置し、現地経済情報の提供、県内企業からの相談対応やビジネスマッチングの支援を行っています。 海外ビジネスサポーターからのレポートは、(公財)ひろしま産業振興機構のホームページに随時掲載されます。	
設置場所	国・地域	設置都市
	中 国	上海 ※令和6年10月より
	台 湾	台北
	タ イ	バンコク
	ベ ト ナ ム	ハノイ、ホーチミン
	シンガポール	シンガポール
	インドネシア	ジャカルタ
	イ ン ド	ベンガルール
	ア メ リ カ	ニューヨーク
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400	

◎ 外国政府事務所

内 容	海外にビジネスチャンスを求める企業関係者等に対する経済情報の提供や貿易相談等
事 務 所	タイ国政府通商代表事務所広島 住 所：広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 5 F 連絡先：TEL 082-249-9911 FAX 082-249-9921 代表者：通商代表 パンニー スワントゥピンタン 駐広島大韓民国総領事館 住 所：広島市南区翠 5-9-17 連絡先：TEL 082-505-2100 FAX 082-505-2102 代表者：総領事 林始興

5 情報化をお考えの場合

産業情報・ビジネス情報を調査・入手したいとき

◎ (公財) ひろしま産業振興機構

概 要	企業の情報や保有する技術などの各種情報についてインターネット等を通じて提供しています。
内 容	財団のホームページ上 (https://www.hiwave.or.jp/) に、支援施策、支援人材、県内企業など多数のデータベースやリンク集を設けており、ニーズに合った情報の検索が可能です。
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7715 https://www.hiwave.or.jp/ 

◎ 広島県立図書館

内 容	ビジネス情報の調査・入手をサポートします。文献調査は徹底的に行います。お探しの情報が当館にない場合、国立国会図書館や大学図書館から取り寄せることができます。(取寄せには、実費が必要。) 【収集資料】政府統計や民間統計等の各種統計書、『会社年鑑』等の会社情報 『業種別審査事典』等の業界情報、全国の電話帳、広島県の住宅地図 J I S、各種白書等 【利用可能データベース】日経テレコン 21 (中国新聞+広島経済研究所メニュー) [図書館版] ヨミダス歴史館 (平成以降コース) (読売新聞記事データベース) 朝日新聞クロスサーチ・フォーライブラリー (朝日新聞記事データベース) E L N E T E L D B アカデミック (新聞雑誌記事原文サービス) D1-Lom.com (法情報総合データベース) 官報情報検索サービス NICHIGAI/WEB サービス Who Plus サピエ
利用時間	火～金 9:30～19:00 土・日・11月3日 9:30～17:00
休 館 日	月曜日・国民の祝日 (日曜の場合は開館) 年末年始 (12月28日～1月4日) 特別整理期間 (令和7年3月4日～3月14日) 消防設備法定点検等に伴う臨時休館 令和6年5月12日
利用方法	照会・相談は、来館もしくは電話・メール・ファクシミリで受付 図書の貸出しには、図書館利用登録等が必要 (スマートフォンからも登録が可能) ※ 電子図書館は、図書館利用登録は不要で貸出し可能 (電子図書館サービス利用申請によるID取得は必要)
場 所	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ
窓 口	広島県立図書館 調査情報課 調査相談係 TEL 082-241-2299 FAX 082-241-9799 https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/ E-mail: hplibnet@hplibra.pref.hiroshima.jp 

6 企業立地をお考えの場合

内 容	企業用地について、県内に多様な産業団地を整備しています。 企業の立地、本社機能の移転に当たっては、助成・融資制度などの支援措置があります。		
窓 口	県内投資促進課 TEL 082-223-5151・5050 https://kurukuru.hiroshima.jp/		
	注) 本社機能移転・拡充に関する税の特例措置についてのお問い合わせ先 税務課 TEL 082-513-2327 FAX 082-222-1041		

1 県内の産業団地をお探しのとき

(県営産業団地)

令和6年4月1日現在

団 地 名	所 在 市 町 名	完成時期	分譲用地 面 積 (ha)	分譲状況			
				分譲済 面 積 (ha)	分譲中 面 積 (ha)	標準地分譲単価	
						円/㎡	円/坪
大朝工業団地	北広島町	平成5年6月	18.1	11.8	6.3	6,150	20,330
安浦産業団地	呉 市	平成18年9月	17.5	13.3	4.2	(安定型) 11,600	(安定型) 38,347

(市町公的団地等)

団 地 名	所 在 市 町 名	完成時期	分譲用地 面 積 (ha)	分譲済 面 積 (ha)	分譲中 面 積 (ha)	問い合わせ先
三良坂産業団地	三次市	平成6年	4.4	2.2	2.0	三次市産業振興部 商工観光課 商工労働・企業誘致係 TEL 0824-62-6621
東酒屋産業用地	三次市	令和4年5月	0.4	-	0.4	
日南山工業団地	安芸高田市	昭和58年	0.7	-	0.7	安芸高田市産業部 商工観光課 TEL 0826-47-4024

※面積は小数点以下四捨五入

2 設備投資等に係る支援措置を受けたいとき

■助成制度

(1) 設備投資

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
先端・成長 産業集積 助成	建物・設備	県内全域	○健康・医療・環境・エネルギー及び航空機産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの ○新規雇用常用労働者 10 人以上 なお、「健康・医療・環境・エネルギー及び航空機産業」分野の場合は雇用維持	【県内初立地】 固定資産税評価額×15%	35 億円
先端・成長 研究開発 集積助成			○健康・医療・環境・エネルギー及び航空機産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの ○研究開発または研究開発から量産に係る一連の投資に限る ○投資額 1000 億円以上（土地を除く。） ○新規雇用常用労働者 100 人以上	【県内既立地】 固定資産税評価額×10%	50 億円
大規模 産業集積 助成			○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○AI、IoT、ロボット化（生産性向上）に係る生産設備等への投資又は付加価値の向上が認められるもの ○大企業：投資額 50 億円以上（土地を除く。） ○中小企業：投資額 10 億円以上（土地を除く。） ○雇用維持	【県内初立地】 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×5%	10 億円
産業集積 助成			○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○大企業：投資額 50 億円未満（土地を除く。） ○中小企業：投資額 10 億円未満（土地を除く。） ○新規雇用常用労働者 5 人以上 なお、中山間地域は雇用維持 ○AI、IoT、ロボット化（生産性向上）に係る生産設備等への投資、または付加価値の向上が認められる投資は雇用維持	【県内初立地】 固定資産税評価額×10% 【県内既立地】 固定資産税評価額×2%	1 億円
地域生活 再助成			○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○従業員 500 人以上の事業所の休止・閉鎖が公表された場合に、当該事業所内に事業所を有する企業又は当該事業所に関する受注取引額が全体の 10%以上の企業が、県内で生産設備等へ投資する場合 ○雇用要件なし	固定資産税評価額×15%	1 億円

(2) 産業用地

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
県営産業団地等立地助成	土地	県営産業団地	○製造、販売、試験研究、サービス業等	大朝工業団地	なし
				安浦産業団地	

■融資制度

＜県費預託融資制度＞

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P83 参照】

対象者	限 度 額	使 途	融資期間 (据置期間)	貸出利率 (固定金利)
次のいずれかに該当する中小企業者 ・ 組合・特定事業者等が利用できます。 ・ 公的産業団地へ新規進出する者 ・ 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う者 ・ 県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコーン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者	2億円 (うち運転資金 6,000万円)	運転	10年 (3年)	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%
		設備	15年 (3年)	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%
窓 口	【施策関係】 県内投資促進課 TEL 082-223-5151・5050 【施策関係】 イノベーション推進チーム TEL 082-223-3420 【融資関係】 経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321			

※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%

※令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。

信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）

3 本社機能の移転・新設をお考えのとき

本社機能の移転・新設をされた場合、様々な優遇措置を受けることができます。

■助成制度

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
企 業 人 材 転 入 助 成	建物・設備・人材	県内全域	○サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（特例措置あり） ○本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合 ○以下の要件について、いずれかを満たすこと。 ・本社等に勤務する3人以上の常用労働者を異動させ、移転先の事業所等の常用労働者数が3人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し1年以上継続）。 ・常用労働者4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人でも助成対象） ・常用労働者4人以上の企業が中山間地域への進出する場合。（1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象） ・国内初立地の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。（1人以上の異動または新規雇用で助成対象） ○1社1回限り	・代表取締役などの経営者層の異動1,000万円＜大企業＞、最大500万円＜中小企業。規模により500万円もしくは200万円＞（家族の移住は、1人当たり100万円） ・県外から異動となる常用雇用者1人当たり100万円（家族を含む） ・初期コストの1/2（中山間地域は2/3）	合わせて1億円
研究開発機能 拠点化助成			○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合 ○常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（国内初立地の外国企業の場合、1人以上でも助成対象） ○1社1回限り	・県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円（県外から異動となる研究開発者の家族を含む） ・人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2・初期コストの1/2（中山間地域は2/3）	合わせて1億円
			○研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成	・研究関連費の1/2	研究関連費（3年間）500万円/年

4 オフィスの進出をお考えのとき

■助成制度

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしまオフィス プランニング助成 （短期プロジェクト参加型）	賃料・通信回線使用料等	県内全域	○対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、C a m p s セミナー登壇企業 ○県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること ○県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること ○1人でも助成対象 ○最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間） ◎ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月）	・ オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2 ・ コストの1/2	合わせて500万円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成			○情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業（特例措置あり） ○市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者3人以上	オフィス賃借料×市町と同率・同期間	市町と同額
				通信回線使用料×市町と同率・同期間	市町と同額

5 事業所の設置・整備に伴い、地域の求職者を雇い入れたとき

◎地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

内 容	特定地域において事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、当該地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して国が助成金を支給します。
対象地域	・大竹・廿日市地域（大竹市・廿日市市）※ ・北広島・安芸太田地域（北広島町・安芸太田町）※ ・府中・神石高原地域（府中市・神石高原町） ※大竹・廿日市地域及び北広島・安芸太田地域については、助成金に係る計画書提出の期限は令和6年9月30日までとなります。（ただし、期限が延長となる可能性があります。延長された場合、県や厚生労働省のホームページで確認できます。）
対 象 事 業 主	対象地域で事業所を設置・整備を行い、対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れた事業主
助 成 額	事業所の設置費用と増加した対象労働者数に応じて、50～800万円／回 ・中小企業事業主の場合や創業の場合は、1回目の支給に対して増額措置もあります。 ・大規模雇用開発（設置費用50億円、増加労働者数100人以上）を行う事業主の場合は、対象労働者数に応じ、毎回の支給額が1億円～2億円となります。
回 数	1年ごとに最大3回
窓 口	広島労働局職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832 対象地域の管轄公共職業安定所（ハローワーク） 廿日市市： 廿日市公共職業安定所 TEL 0829-32-8609 大竹市： 廿日市公共職業安定所大竹出張所 TEL 0827-52-8609 府中市、神石高原町： 府中公共職業安定所 TEL 0847-43-8609 北広島市、安芸太田町： 可部公共職業安定所 TEL 082-815-8609

7 男女がともに働きやすく・働きがいのある職場環境の整備をお考えの場合

1 仕事と家庭の両立支援の取組を進めたいとき

《相談窓口》

◎ 一般事業主行動計画の策定や取組に関する相談 (次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法)

内 容	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出及び周知、公表方法や取組、くるみん・えるぼし認定に関する相談に応じています。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

◎ 育児・介護休業法に関する相談

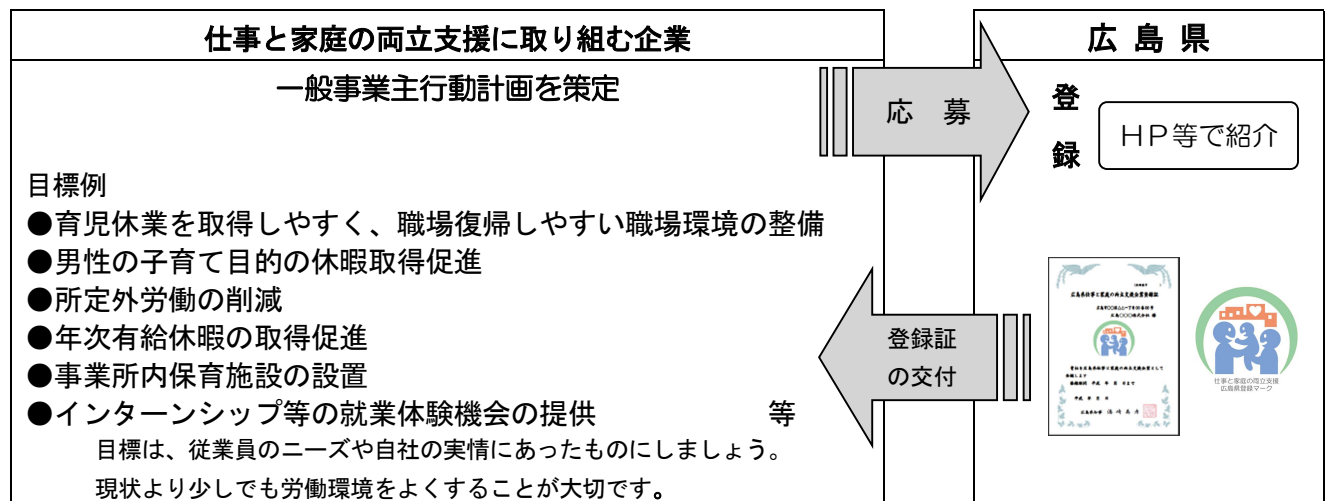
内 容	育児又は家族の介護を行う労働者に対する育児・介護休業制度、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限制度、勤務時間短縮等の措置及び子の看護休暇制度・介護休暇制度についての相談に対応しています。育児・介護休業法に定める事項に関し労働者と事業主の間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html 

《登録制度》

◎ 広島県仕事と家庭の両立支援登録企業制度

内 容	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録する制度です。平成 27 年 4 月から、子育てだけでなく、介護との両立についても登録できるようになりました。登録企業には、登録証及び登録マークを交付するとともに、県のホームページ等で企業の取組内容を紹介しています。
窓 口	<仕事と家庭の両立に関すること> 人的資本経営促進課 女性活躍グループ TEL 082-513-3419 <仕事と介護の両立に関すること> 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411

登録企業は、登録マークを広告等に使用し、対外的に広報することができます。



働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」

ヒントひろしま 広島県仕事と家庭の両立支援登録制度

検索

◎ 広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス

内 容	男性の育児休業取得促進に向けて、企業等が実施している取組のうち、ユニークな取組や他の企業の参考となる優良事例を募集し、公表しています。応募企業はロゴマークを広告等に使用でき、県のホームページ等で取組内容を紹介しています。	
窓 口	人的資本経営促進課 女性活躍グループ TEL 082-513-3419	広島県 ベストプラクティス 検索

取組内容の例

- 男性の育児休業に対して、独自の休暇制度を制定
- 取組内容を記載した、自社リーフレットを作成し配布
- 休業中の手当等の支給
- 男性育児休業取得率〇〇% 等

《助成金》

◎ 両立支援等助成金

概 要	育児・介護等を行う労働者を支援する事業主を対象とした助成金制度
内 容	【出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）】 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。 【介護離職防止支援コース】 「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。 【育児休業等支援コース】 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。 【育休中等業務代替支援コース】 育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。 【柔軟な働き方選択制度等支援コース】 育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。 【不妊治療両立支援コース】 不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した中小企業事業主に支給します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

2 働き方改革・女性活躍（働きやすく・働きがいのある職場環境づくり）を推進したいとき

《補助金》

◎ 広島県働きがい向上取組加速補助金

概 要	働きがい向上に効果のある実践的な研修等の実施と、その効果検証として従業員の働きがいの状態を調査し、今後の取組改善に活かす経費の一部を補助します。	
内 容 ※予定	・補助対象企業：働きがい向上に取り組む企業のうち、県内に本社を置く中小企業者等	
		補助対象経費
	① 働きがい向上の加速や課題解決に効果のある研修の実施に係る経費 ※ 県が指定する民間専門機関が提供する研修メニューから選択	補助率 3/4 補助上限額 37 万 5 千円
	② 働きがい向上の取組の効果検証のための調査等に係る経費 ※ 県が指定する民間専門機関が提供する調査等を実施	補助上限額 24 万円
	—	合計 最大 61 万 5 千円
募集期間	令和 6 年 6 月頃～	
交付決定 企業数	50 社程度（予定）	
窓 口	人的資本経営推進課 人的資本グループ TEL 082-513-3340 働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」 ヒントひろしま 検 索	

◎ 令和 6 年度女性幹部人材育成事業補助金

概 要	広島県内に本社又は本店を置く企業等に対して、女性の管理職を幹部として育成するために企業等において作成する女性幹部人材育成事業計画の実現に要する経費の一部を県が補助することにより、企業等の幹部に女性従業員を早期に登用し、「ダイバーシティ経営」を実践する先進企業を創出することを目的とするものです。	
内 容	・補助対象社：県内に本社・本店を置く企業等（従業員 300 人以上、ただし業種により異なる） ・補助対象経費：受講料（授業料）、旅費（滞在費や渡航費を含む）、保険料、委託料等 ・補助額：補助対象経費の 5 分の 4（上限 100 万円）	
募集期間	令和 6 年 5 月 15 日～9 月 30 日 （予定） ※応募多数の場合で、補助額は決定額の総額はが予算額に達した場合は、それ以降の公募は行いません。	
交付決定 企業数	6 社程度（予定）	
窓 口	人的資本経営促進課 女性活躍グループ 082-513-3419	

◎ 働き方改革・女性活躍推進資金（労働支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ①「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 ② 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ③「働き方改革実施企業」に該当する者													
限 度 額	7,000 万円													
融資期間	(運転資金) 10 年 ※うち据置期間 1 年 (設備資金) 10 年 ※うち据置期間 3 年													
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th></tr> <tr> <th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">働き方改革・女性活躍推進資金</td><td>(3年以内)1.0%</td><td>(3年以内)0.7%</td></tr> <tr> <td>(5年以内)1.2%</td><td>(5年以内)0.9%</td></tr> <tr> <td>(10年以内)1.4%</td><td>(10年以内)1.1%</td></tr> </tbody> </table> ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3% ※ 貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）		資 金 名	貸出利率(固定金利)		運転資金	設備資金	働き方改革・女性活躍推進資金	(3年以内)1.0%	(3年以内)0.7%	(5年以内)1.2%	(5年以内)0.9%	(10年以内)1.4%	(10年以内)1.1%
資 金 名	貸出利率(固定金利)													
	運転資金	設備資金												
働き方改革・女性活躍推進資金	(3年以内)1.0%	(3年以内)0.7%												
	(5年以内)1.2%	(5年以内)0.9%												
	(10年以内)1.4%	(10年以内)1.1%												
窓 口	【施策関係】 人的資本経営促進課 人的資本グループ TEL 082-513-3340 【施策関係】 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411 【融資関係】 経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321													

8 労働相談をしたい場合

1 労働相談をしたいとき

概 要	県内2か所（広島・福山）の『広島県労働相談コーナー』では、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を実施するとともに、弁護士による特別労働相談を実施しています（費用は無料、秘密厳守）。
内 容	一般労働相談 労働相談員が賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を実施しています。 特別労働相談（弁護士相談）《事前の予約制》 一般労働相談で受け付けた後、法律問題や法的な対応が必要なものについて、事前の予約制により弁護士による特別労働相談を実施しています。
窓 口	広島県労働相談コーナーひろしま、広島県労働相談コーナーふくやま

【広島県労働相談コーナーの御案内】

名 称 所 在 地	広島県労働相談コーナーひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナーふくやま 福山庁舎第3庁舎4階 (福山市三吉町1-1-1)
内 容		
一般労働相談	月～金曜日（注1） 9:00～12:00、13:00～16:00 TEL 0120-570-207	月～金曜日（注1） 9:00～12:00、13:00～16:00 TEL 0120-570-237
特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	奇数月の第3水曜日 13:00～15:00	偶数月の第3水曜日 13:00～15:00

（注1）土日祝・年末年始（12月29日～1月3日）は休み

（注2）事前の予約制（一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付けます。）

2 労働組合と使用者との間の紛争について解決の援助を求めたいとき

概 要	労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）
内 容	労働組合と使用者との間で生じた紛争（労働条件・団体交渉等）についての解決を援助します。
窓 口	労働委員会事務局調整担当 TEL 082-513-5162 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouiinkai/wn500843.html 

3 労働者個人と事業主との間の紛争について解決の援助を求めたいとき

概 要	個別労働関係紛争のあっせん
内 容	労働者個人と事業主との間で生じた紛争（労働条件・解雇等）についての解決を援助します。
窓 口	労働委員会事務局調整担当 TEL 082-513-5162 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouiinkai/wn500238.html 

4 外国人労働者の雇用に関する相談をしたいとき

◎ 広島労働局

内 容	外国人労働者の採用・雇用管理についての相談に対応しています。		
窓 口		広島外国人雇用サービスコーナー	福山外国人雇用サービスコーナー
	設置場所	ハローワーク広島4階	ハローワーク福山1階
	電 話	082-511-1181 サービスコーナー直通	084-923-8609 ハローワーク代表
	開 設 日	毎日（土、日曜日及び祝日を除く）	
	開設時間	8:30～12:00、13:00～17:15	
	通 訳	○スペイン語・ポルトガル語 （月、水曜日） ○中国語（月～金曜日） ○英語（金曜日） ※各時間：10:00～16:00	○スペイン語・ポルトガル語・英語（月、水、金曜日） ○中国語（火曜日） ※各時間：10:00～16:00 ○ベトナム語（木曜日） ※時間：10:00～17:00
※ 最寄りの公共職業安定所でも相談に応じています。			

◎ 行政書士による電話相談窓口（無料）

概 要	外国人材受け入れに関する相談について対応しています。
内 容	在留資格制度「特定技能」「技能実習」の活用に関する一般的な相談について、行政書士が無料で相談に応じます。 ※外国人材受け入れに関する相談とお伝えください。
窓 口	広島県行政書士会 TEL 082-249-2480 開設時間 10:00～16:00 ※土、日曜日及び祝日を除く

◎ 出入国在留管理庁

内 容	特定技能で外国人を雇用したい企業の方で、手続など不明点がある時にご利用ください。 書類の書き方や手続などに対応しています。
窓 口	外国人在留総合インフォメーションセンター TEL 0570-013-904 開設時間 8:30～17:15 ※土、日曜日及び祝日を除く

5 性別を理由とする労働者に対する職場の差別について相談をしたいとき

概 要	男女雇用機会均等法による支援
内 容	男女雇用機会均等法に定める性別を理由とする差別、間接差別、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシャルハラスメント対策、母性健康管理措置についての相談に対応しています。 男女雇用機会均等法に定める労働者と事業主との間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

6 育児・介護休業制度について相談をしたいとき

概 要	育児・介護休業法による支援
内 容	育児・介護休業法に定める育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、時間外労働の制限、深夜業の制限、労働者の配置に関する配慮、育児休業等を理由とする不利益取扱い等についての相談に対応しています。 育児・介護休業法に定める労働者と事業主との間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html 

7 短時間・有期雇用労働者の労働条件について相談をしたいとき

概 要	パートタイム・有期雇用労働法による支援
内 容	事業主の責務である短時間・有期雇用労働者に対する雇用管理の改善等についての相談に対応しています。 (例：待遇の決定についての説明・教育訓練の実施・福利厚生の実施等) パートタイム・有期雇用労働法における労働者と事業主との間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

8 就職活動等について相談したいとき

◎ ひろしましごと館

概 要	全世代を対象に就業や社会貢献活動に関する幅広い支援を行う「ひろしましごと館」を広島県と厚生労働省広島労働局が連携して運営しています。				
内 容	①「ひろしましごと館」構成施設による就業支援等（広島市中区基町 12-8 宝ビル）				
	施 設 名		対 象	主な事業内容	
	6 F	広島新卒応援ハローワーク ハローワーク広島学卒部門 〔広島労働局〕	新卒者・既卒 3年以内の者	職業相談・職業紹介、求人情報の検 索・提供、就職セミナー開催、就職 面接会の開催	
	7 F	ひろしましごと館 〔広島県〕	若年者就業相談 コーナー	おおむね ～44 歳	キャリアコンサルティング、職業適 性診断、就職ガイダンス等の開催
			シニア・ミドル職 業紹介コーナー	おおむね 40 歳～	中高年齢者の職業相談・職業紹介、 起業・創業、ボランティア活動等多 様な働き方に関する相談
			U・I ターン職業 紹介コーナー	全年齢	U・I ターン就職希望者に県内企業 を対象とした職業紹介
	②ひろしましごと館 福山サテライト（福山市霞町一丁目 10-1 生涯学習プラザ （まなびの館ローズコム）3 階） シニア・ミドル職業紹介コーナー				
	③広島県求人情報サイト「ひろしまワークス」による求人情報等の提供 https://www.hiroshimaworks.jp/				
					
	窓 口	◆ひろしましごと館 《相談日時》 月～金 10：00～18：00、第 1・第 3 土曜日 12：00～18：00 ※第 1 / 第 3 土曜日は若年者就業相談コーナーと U・I ターン職業紹介コーナーが開館 《連絡先》・若年者就業相談コーナー TEL 082-224-0121・0122 ・シニア・ミドル職業紹介コーナー及び U・I ターン職業紹介コーナー TEL 082-224-0122			
◆福山サテライト及び出張相談等 ひろしましごと館 福山サテライト シニア・ミドル職業紹介コーナー 《相談日時》 水・金 10:00～16:40 《連絡先》TEL 084-921-5799					
◆一日しごと館					
地 域		場 所（相談日時）		連 絡 先	
呉しごと相談館		〒737-0051 呉市中央四丁目 1-6 呉市役所 5 階		0823-25-3308	
		毎週水曜日 ①11:00～12:00 ②13:00～14:00 ③14:15～15:15 ④15:30～16:30		呉市雇用促進 協議会	
尾道しごと館 （尾道会場）		〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1 本庁舎 1 階		0848-38-9183	
		毎月第 1 木曜日（各回 50 分） ① 13:30～ ②14:30～ ③15:30～ 毎月第 3 木曜日（各回 50 分） ①16：30～ ②17:30～ ③18:30～		尾道市商工課	
尾道しごと館 （因島会場）		〒722-2323 尾道市因島土生町 7-4 因島総合支所 2 階		0845-26-6212	
		毎月第 3 水曜日（各回 50 分）①10:30～②11:30～		因島しまおこ し課	

◎ 地域若者サポートステーション

概要

内容

窓口

就職活動に踏み出せない若年無業者に対する相談支援

職業的自立に向けた相談窓口の設置、社会・職業へ触れ合う機会の提供等

◆ 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）

【対象地域】

広島県全域
(広島市安佐南区、広島市安佐北区、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、福山市、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町を除く)

名 称	場 所（相談日時）	連 絡 先
若者交流館	〒730-0011 広島市中区基町 12-8 宝ビル7階	082-511-2029
	月・金 10:00～19:00 火～木 10:00～17:00 土（第5を除く） 13:00～17:00	

○各所相談コーナー

名 称	場 所（相談日時）	連 絡 先
呉相談コーナー	〒737-0811 呉市西中央 1-5-2 ハローワーク呉3階 選考室 A	082-511-2029 (若者交流館)
	毎週火曜日 13:00～17:00	
東広島相談コーナー	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 東広島市市民文化センター2階	
	毎週火曜日 13:00～17:00	
廿日市相談コーナー	〒738-0024 廿日市市新宮 1-13-1 廿日市市総合健康福祉センターあいプラザ2階	
	毎週火曜日 13:00～17:00	

◆ ひろしま北部若者サポートステーション

【対象地域】

広島市安佐南区、広島市安佐北区、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町

《所在地》

〒731-0223 広島市安佐北区可部南五丁目 13-21

《相談日時》

月～金 9:30～17:00
第2土曜日 10:00～16:00

《連絡先》

TEL 082-516-6557

※出張相談については、お問い合わせください。

◆ ふくやま地域若者サポートステーション

【対象地域】

福山市、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町

《所在地》

〒720-0812 福山市霞町一丁目 8-15 霞町ビル2階

《相談日時》

月～金 10:00～17:00
※その他応相談

《連絡先》

TEL 084-959-2348

※出張相談については、お問い合わせください。

◎ しごとプラザ マザーズひろしま【P106 参照】

概 要	子育てしながら働きたい女性等の就職を支援するため、広島県と厚生労働省広島労働局が「しごとプラザ マザーズひろしま」を設置し、連携して運営しています。	
内 容	「しごとプラザ マザーズひろしま」の構成施設及び主な業務内容	
	施設名	主な業務内容
	わーくわくママサポートコーナー ひろしま〔広島県〕	・ 就職活動に関する相談 ・ 保育所情報など子育てに関する情報提供 ・ オンラインミニセミナー等の提供 等
窓 口	マザーズハローワーク広島 〔厚生労働省広島労働局〕	・ 職業相談・職業紹介 ・ 求人情報検索 ・ 就職支援セミナーの実施 等
	利用時間：平日 8:30～17:15 （土、日、祝日及びお盆※（8/13～16）年末年始（12/30～1/3）はお休み） ※マザーズハローワーク広島はお盆期間も利用可能 所在地：広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 3 階 連絡先：《わーくわくママサポートコーナーひろしま》TEL 082-542-0222 《マザーズハローワーク 広島》TEL 082-542-8609	

◎ しごとプラザ マザーズふくやま【P106 参照】

概 要	子育てしながら働きたい女性等の就職を支援するため、広島県と厚生労働省広島労働局が「しごとプラザ マザーズふくやま」を設置し、連携して運営しています。	
内 容	「しごとプラザ マザーズふくやま」の構成施設及び主な業務内容	
	施設名	主な業務内容
	わーくわくママサポートコーナー ふくやま〔広島県〕	・ 就職活動に関する相談 ・ 保育所情報など子育てに関する情報提供 ・ オンラインミニセミナー等の提供 等
窓 口	ハローワーク福山 マザーズコーナー 〔厚生労働省広島労働局〕	・ 職業相談・職業紹介 ・ 求人情報検索 ・ 就職支援セミナーの実施 等
	利用時間：平日 8:30～17:00 （土、日、祝日及びお盆※（8/13～16）年末年始（12/30～1/3）はお休み） ※ハローワーク福山マザーズコーナーはお盆期間も利用可能 所在地：福山市東桜町 1-21 エストパルク 1 階 連絡先：《わーくわくママサポートコーナーふくやま》TEL 084-931-3225 《ハローワーク 福山 マザーズコーナー》TEL 084-921-8189	

9 労働環境の改善を図りたい場合

1 非正社員を正社員に転換したいとき

《県費預託融資制度》

◎ 雇用促進等支援資金（労働支援融資） 【P83 参照】

対 象	新たに正社員を雇用（非正社員から正社員への転換を含む。）する中小企業者・組合等 が利用できます。														
限 度 額	7,000 万円														
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="3">雇用促進等支援資金</td><td>（3 年以内）1.0%</td><td>（3 年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（5 年以内）1.2%</td><td>（5 年以内）0.9%</td></tr><tr><td>（10 年以内）1.4%</td><td>（10 年以内）1.1%</td></tr></table>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	雇用促進等支援資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%
	資 金 名	貸出利率（固定金利）													
		運転資金	設備資金												
	雇用促進等支援資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%												
		（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%												
（10 年以内）1.4%		（10 年以内）1.1%													
※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%															
※ 貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。															
信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）。															
融 資 期 間：運転10年（据置1年）、設備10年（据置3年）															
窓 口	【施策関係】雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424 【融資関係】経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321														

《補助金》

◎ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

制度概要	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成します。 ※正社員化後 6 か月間の賃金が正社員化前 6 か月間の賃金と比較して 3 %以上増額していることが必要
内 容	大企業 1 人当たり 有期→正規 60 万円、無期→正規 30 万円 中小企業 1 人当たり 有期→正規 80 万円、無期→正規 40 万円 ※1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数：20 人
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

2 福利厚生制度を充実させたいとき

◎ 勤労者財産形成促進制度

内 容	従業員の貯蓄や持家といった財産づくりのための制度があります。 ・ 一般財形貯蓄 ・ 財形年金貯蓄 ・ 財形住宅貯蓄		
窓 口	(独)勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部 TEL 03-6731-2935 https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/		



◎ 中小企業退職金共済制度

概 要	退職金制度を持つことが困難な中小企業のため、事業主の相互共済と国の援助により、大企業並みの退職金を支給できるようにした制度です。	
内 容	事業主が、従業員ごとに決めた掛金を毎月金融機関に納め、従業員が退職したとき、掛金納付月数に応じた退職金を事業主に代わって従業員に直接支払います。	
窓 口	(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234 https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/	 建設業退職金共済広島県支部 TEL 082-221-0138 林業退職金共済広島県支部 TEL 082-228-5111 清酒製造業退職金共済広島県支部 TEL 082-221-9338

◎ 中小企業勤労者福祉サービスセンター

内 容	中小企業の勤労者と事業主のために総合的な福利厚生事業を実施する団体で、入会すると、慶弔共済給付、レジャー・宿泊施設の割引利用、健康診断の助成など様々なサービスが受けられます。	
対 象	サービスセンターが設置されている地域にある中小企業の事業所で働く勤労者と事業主（広島市、呉市、福山市、府中市）	
費 用	入会金（1人当たり） 500 円 会費（1人月額） 800～1,000 円	
窓 口	(公財) 広島市文化財団 (広島市中小企業勤労者共済事業) ドゥプレ TEL 082-278-8001 FAX 082-278-7011 http://www.doplay.jp/	 (一財) 備後地域地場産業振興センター ふくやま地方中小企業勤労者福祉共済会 TEL 084-922-7000 FAX 084-922-7010 http://www.bingojibasan.jp/
	(一財) くれ勤労者福祉サービスセンター TEL 0823-25-3691 FAX 0823-25-3687 http://www.kurekinn.net	

3 労働保険の事務処理を委託したいとき

概 要	労働保険事務組合とは 事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。 【メリット】 1 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。 2 労働保険料の額に関わらず3回に分割納付できます。 3 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
対 象	常時使用する労働者が 1 金融・保険・不動産・小売業にあっては50人以下の事業主 2 卸売の事業・サービス業にあっては100人以下の事業主 3 その他の事業にあっては300人以下の事業主
窓 口	広島労働局 総務部労働保険徴収課 TEL 082-221-9246 最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）

4 勤労者福祉施設を利用したいとき

内 容	勤労者の福利厚生のために、教養、文化、スポーツ、研修、宿泊等に勤労者福祉施設を利用できます。
対 象	勤労者及びその家族等（どなたでも利用できます。）
窓 口	各勤労者福祉施設

【勤労者福祉施設】

施 設 名	電 話	所 在 地
広島サンプラザ	082-278-5000	広島市西区商工センター3-1-1
いこいの村ひろしま	0826-29-0011	山県郡安芸太田町大字松原 1-1
福山市沼隈サンパル	084-987-1866	福山市沼隈町大字草深 1890 番地 4

5 人材確保のために雇用管理の改善を図りたいとき

《中小企業労働力確保法による支援施策》

◎ 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

内 容	中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。
対 象	構成員である中小企業者のために中小企業労働環境向上事業を行う改善計画の認定を受けた事業協同組合等
助 成 額	事業の実施に要した費用に相当する額の 2 / 3 ただし、団体の規模により最大 600 万～1,000 万円 / 1 事業年度
期 間	1 年間
窓 口	【助成金の相談・支給申請】 ①ハローワーク広島及び広島東管内の事業所の場合 広島労働局職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832 ②上記以外のハローワーク管内の事業所の場合 雇用保険の適用事業所を管轄する各ハローワーク 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

◎ 高度化事業

内 容	事業協同組合等が行う工業団地の建設や共同施設の設置等に必要な資金を、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して長期・低利で融資します。 認定計画に基づき行われる高度化事業のうち、研修施設や従業員共同宿舍等の共同施設については、金利が無利子になります。
対 象	改善計画の認定を受けた事業協同組合等
限 度 額	融資割合 90%以内
償還期間	20 年以内（うち据置 3 年以内）
金 利	0.2 %（令和 6 年度）又は無利子 ※金融機関保証が必要です。
窓 口	【高度化事業の相談】 （独）中小企業基盤整備機構 高度化事業企画課 TEL 03-5470-1528 経営革新課 貸付管理グループ TEL 082-513-3323 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

◎ 中小企業信用保険法の特例

内 容	改善事業を行うための資金を「信用保証協会」の保証を活用して民間金融機関から借りようとする場合、中小企業信用保険について特例措置があります。その結果として、その資金を民間金融機関から借り入れやすくなります。
対 象	改善計画の認定を受けた事業協同組合等、認定組合等の構成中小企業者、改善計画の認定を受けた個別中小企業者
特例措置	1 普通保険・無担保保険・特別小口保険の付保限度額の同額別枠設定 2 普通保険のてん補率の引上げ（70%→80%） 3 保険料率の引下げ
窓 口	【特例措置の相談】 広島県信用保証協会 TEL 082-228-5501 【申込窓口】 信用保証協会の信用保証を取り扱う金融機関 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

◎ 中小企業投資育成株式会社法の特例

内 容	改善事業を行うための資金を「株式等」の発行によって調達する場合、通常は対象外である資本金 3 億円超の中小企業であっても、特例的に「中小企業投資育成株式会社」による引受けの対象となります。
対 象	認定組合等の構成中小企業者、改善計画の認定を受けた個別中小企業者
窓 口	【申込窓口】 大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700 （株）日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業窓口 TEL 082-247-9151 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

◎ 委託募集の特例

内 容	事業主が第三者に報酬を与えて委託して労働者の募集を行わせること（委託募集）は、職業安定法で厚生労働大臣の「許可」を受けることが必要となっています。 しかし、認定組合等が構成中小企業者からの委託を受けて募集活動を行うときは、厚生労働大臣への「届出」により当該募集活動に従事することができます。
対 象	改善計画の認定を受けた事業協同組合等、改善計画の認定を受けた個別中小企業者
窓 口	【申込窓口】 広島労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 082-502-7831 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

【注意】 上記の支援施策を活用する前提条件として、都道府県知事による改善計画の認定が必要です。

- ＊ 改善計画とは、職場としての魅力を向上させ、労働力を確保するために「雇用管理の改善」をどのように実施していくかについての計画のことです。

10 雇用の安定や人材の確保をお考えの場合

1 従業員を募集したいとき

◎ 公共職業安定所（ハローワーク）

概 要	県内ハローワーク：本所 11、出張所 4
内 容	求人受理、職業紹介、事業主への雇用管理指導、雇用保険の適用・給付、各種情報提供
窓 口	最寄りの公共職業安定所

◎ 広島わかものハローワーク

内 容	34 歳以下の方を対象に非正規労働者に対する職業相談、職業紹介、各種就職情報の提供等
窓 口	広島わかものハローワーク TEL 082-236-8613

◎ マザーズハローワーク広島

内 容	子育てをしながら就職を希望される方に対する職業相談及び職業紹介
窓 口	マザーズハローワーク広島 TEL 082-542-8609

◎ 広島新卒応援ハローワーク（ひろしましごと館 6 階）

内 容	大学等（大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校）卒業年次の在学生及び大学等を卒業後 3 年以内の卒業生並びに当該施設での支援を希望する高校生（既卒者を含む。）を重点対象者とした職業相談・職業紹介
窓 口	広島新卒応援ハローワーク TEL 082-224-1120

◎ （公財）産業雇用安定センター

内 容	- 各都道府県に地方事務所を設置 - 出向・移籍（転籍）についての企業からの相談対応、人材情報の収集及び提供 - 現に企業に在職している転職希望者又は U ターン希望者等を対象に、職業相談及び職業紹介
窓 口	（公財）産業雇用安定センター広島事務所 TEL 082-545-6800

◎ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

概 要	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。
内 容	助成金の支給：1 人あたり月額最大 4 万円（最長 3 か月間） ※対象労働者が母子家庭の母等もしくは父子家庭の父の場合、 1 人あたり月額最大 5 万円
対 象	- 紹介日前 2 年以内に、2 回以上離職又は転職を繰り返している者 - 紹介日前において離職している期間が 1 年を超えている者 - 妊娠、出産又は育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない）が 1 年を超えている者 55 歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 - 就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者（生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、等）
窓 口	最寄りの公共職業安定所

2 県外から人材を募集したいとき

◎ U I J ターン就職相談窓口運営事業

概 要	U I J ターンを希望する県外在住者と県内企業とのマッチングを支援します。
内 容	東京、大阪などに無料職業紹介所を開設し、専任のキャリア相談員等により、県内企業から出された求人と、広島県内への就職を希望する求職者をマッチング
窓 口	各ふるさと就職情報コーナー（下表）

【窓口一覧】

窓 口（無料職業紹介所）			電 話
求人企業の方は こちら	U・I ターン職業紹介コーナー（ひろしましごと館内）		082-224-0121 0122
求職者の方は こちら	関東圏 にお住まいの方	東京ふるさと就職情報コーナー （広島県東京事務所内）	03-3580-0851
	関西圏 にお住まいの方	大阪ふるさと就職情報コーナー （広島県大阪事務所内）	06-6345-5821
	その他の地域 にお住まいの方	U・I ターン職業紹介コーナー （ひろしましごと館内）	082-224-0121 0122

3 インターネット上で企業のPR、中途・新卒求人活動、インターンシップ等の募集を行いたいとき

◎広島県求人情報サイト「ひろしまワークス」【P116 参照】

概 要	広島県が運営する求人情報サイトです。【企業PR、中途・新卒求人活動】	
内 容	広島県内に事業所のある企業の方のみ御利用いただけます。 新卒・中途求人情報が掲載できるほか、貴社の魅力を求職者にPRできるコンテンツを豊富に用意しています。是非、人材募集に御活用ください。 【活用のメリット】 ・無料で企業情報・新卒・中途求人掲載ができます。 ・民間求人サイトへの連携掲載により、求人情報の発信力がアップします。	
窓 口	雇用労働政策課 雇用促進グループ TEL 082-513-3425 https://www.hiroshimaworks.jp/ 	

◎就活スターティングサイト「Go!ひろしま」【P115 参照】

概 要	広島県が運営する就活スターティングサイトです。 【企業PR、インターンシップ等の募集】	
内 容	広島県内に事業所のある企業の方のみ御利用いただけます。 企業PR、インターンシップ等の募集に御活用ください。 【活用のメリット】 ・貴社の情報を無料で生徒・学生・教員にアピールできます。 ・県内外の大学の授業、イベントで活用します。（企業情報、インターンシップ） ・インターンシップ等の募集プラットフォームとして学生向けに情報配信できます。	
窓 口	雇用労働政策課 雇用促進グループ TEL 082-513-3425 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/ 	

4 従業員への奨学金返済支援により人材の確保・定着を図りたいとき

◎ 中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金

概 要	魅力的な就職先として選ばれる職場となるよう働き方改革を実施する中小企業等に対して、従業員の奨学金返済支援制度の普及を後押しします。		
内 容	従業員奨学金返済を支援する中小企業等に対して、経費の一部を補助します。		
	・補助対象企業：働き方改革等を実施している県内中小企業等		
	・補助期間：支援対象者1人につき最大3か年度		
内 容	・補助額：		
	働き方改革に取り組み、その取組を定着させている企業及び国の就労環境改善に係る各種制度の認定企業	従業員への支給額の1/2の額 (上限額：年額10万円/人)	
	上記以外の働き方改革実施企業	従業員への支給額の1/3の額 (上限額：年額6万円/人)	
窓 口	雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html		
			

◎ 広島県奨学金返済支援制度導入企業データバンク

概 要	働き方改革に取り組み、従業員に対する奨学金返済支援制度を導入している企業のデータバンクを設け、就活生や求職者に対する登録企業のPRを支援します。		
内 容	データバンクに登録している企業に対して、次の支援を行います。 ・県ホームページにおける企業一覧及び、企業や返済支援制度の概要の公開 ・県就活応援サイト「Go!ひろしま」における県内外学生への情報発信 ・制度導入企業向けオリジナルシンボルマークの使用 ・広島県等が主催する合同企業面接会への優先参加 ・大学生を対象とした合同企業説明会での制度導入企業の情報発信 ・県内大学生対象の業界研究講座への参画など ※前項の補助金の交付対象とならない企業（大企業、対象外業種等）も登録できます。 詳しくは県ホームページを御覧ください。  奨学金返済支援制度導入企業 オリジナルシンボルマーク		
窓 口	雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shsk-databank.html 		

5 60歳以上の高年齢者を雇用されるとき

◎ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

内 容	高年齢者（60歳以上の者）などの就職が特に困難な者をハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者（※）として雇い入れた事業主に、賃金の一部として一定額を助成します。 （※）対象労働者を継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇入れ、その年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることを言います。
助成額	支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払われた賃金の一部に相当する額として、対象労働者の区分に応じ、一定額を助成します。
受付期間	対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は、雇入れの日。）から6か月経過した後2か月以内
窓 口	問い合わせ：最寄りの公共職業安定所、広島労働局職業安定部職業対策課 申請：最寄りの公共職業安定所

◎ 65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）

内 容	65 歳以上への定年引上げ等の取組を実施した事業主に対し、助成金を支給します。 (制度を就業規則等に規定する必要があります。)
助成額等	定年引上げ等の措置の内容や年齢の引き上げ幅、60 歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、一定額を助成します。(10 万円～160 万円/1 支給申請あたり)
窓 口	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齡・障害者業務課

◎ 65 歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

内 容	高年齢者の雇用管理制度の整備等（※）を実施した事業主に対し、助成金を支給します。 （※）高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置 ・高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入又は改善 ・高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入又は改善 ・高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入又は改善 ・高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善 ・専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入又は改善 ・法定外の健康管理制度の導入 等
助成額等	高年齢者の雇用管理制度の整備等に要した費用（A・Bの合計）の 45%（中小企業は 60 %）。支給対象経費が 50 万円を超える場合は 50 万円を上限とします。（初回の申請に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に 50 万円の費用を要したものとみなします。） A 雇用管理制度の導入又は見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費。 B Aのほか、いずれかの措置の実施に伴い必要な機器等の導入に要した経費。
窓 口	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齡・障害者業務課

◎ 65 歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

内 容	50 歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）
助成額等	対象者 1 人につき 23 万円（中小企業は 30 万円） ただし、1 支給申請年度あたりの上限は 10 人とします。
窓 口	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齡・障害者業務課

《県費預託融資制度》

◎ 雇用促進等支援資金（労働支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ・ 新たに 65 歳以上の高年齢者を常用雇用する者 ・ 65 歳以上の高年齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行う者														
限 度 額	7,000 万円														
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="3">雇用促進等支援資金</td><td>（3 年以内）1.0%</td><td>（3 年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（5 年以内）1.2%</td><td>（5 年以内）0.9%</td></tr><tr><td>（10 年以内）1.4%</td><td>（10 年以内）1.1%</td></tr></table> ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3% ※ 貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 C 適用）。 融 資 期 間：運転 10 年（据置 1 年）、設備 10 年（据置 3 年）			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	雇用促進等支援資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%
資 金 名	貸出利率（固定金利）														
	運転資金	設備資金													
雇用促進等支援資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%													
	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%													
	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%													
窓 口	<table><tr><td>【施策関係】</td><td>雇用労働政策課</td><td>雇用労働企画グループ</td><td>TEL 082-513-3424</td></tr><tr><td>【融資関係】</td><td>経営革新課</td><td>金融企画グループ</td><td>TEL 082-513-3321</td></tr></table>			【施策関係】	雇用労働政策課	雇用労働企画グループ	TEL 082-513-3424	【融資関係】	経営革新課	金融企画グループ	TEL 082-513-3321				
【施策関係】	雇用労働政策課	雇用労働企画グループ	TEL 082-513-3424												
【融資関係】	経営革新課	金融企画グループ	TEL 082-513-3321												

6 障害者を雇用されるとき

◎ 職場適応訓練委託費

内 容	障害者の採用を希望する事業主が、訓練修了後にその人を雇用することを前提に、県知事が事業主に訓練を委託する制度で、事業主に対しては訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。																				
支 給 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>重度障害者</th><th>重度以外の障害者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td><td>訓練費</td><td>月額 25,000 円</td><td>月額 24,000 円</td></tr> <tr> <td>訓練期間</td><td>1 年以内</td><td>6 か月以内(中小企業は 1 年以内)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">短期</td><td>訓練費</td><td>日額 1,000 円</td><td>日額 960 円</td></tr> <tr> <td>訓練期間</td><td>4 週間以内</td><td>2 週間以内</td></tr> </tbody> </table>					重度障害者	重度以外の障害者	一般	訓練費	月額 25,000 円	月額 24,000 円	訓練期間	1 年以内	6 か月以内(中小企業は 1 年以内)	短期	訓練費	日額 1,000 円	日額 960 円	訓練期間	4 週間以内	2 週間以内
		重度障害者	重度以外の障害者																		
一般	訓練費	月額 25,000 円	月額 24,000 円																		
	訓練期間	1 年以内	6 か月以内(中小企業は 1 年以内)																		
短期	訓練費	日額 1,000 円	日額 960 円																		
	訓練期間	4 週間以内	2 週間以内																		
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課																				

◎ 物品調達における障害者多数雇用事業者認定制度

制度概要	県における物品の調達に当たり、積極的に障害者を雇用している県内の事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、当該事業者に対する受注機会の拡大を図ります。
内 容	優先的取扱内容 ・指名競争入札により物品を調達する場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名します。 ・随意契約により物品を調達する場合、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積り合わせに加えます。 障害者多数雇用事業者の要件 ・本県の競争入札参加資格（物品）を有していること ・広島県内に本店、支店、営業所等（以下「県内の事業所」という。）のいずれかを有していること ・申請日の前月の初日現在において、県内の事業所での障害者の雇用割合が4.6%以上であること
窓 口	雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

◎ ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業

内 容	障害者の方が職場に適応できるように、就職前（実習期間）、就職と同時、又は就職後に、ジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所を訪問して、障害者の方、事業主双方に支援を行います。
支援期間	標準で3～4か月（最大8か月）
窓 口	広島障害者職業センター TEL 082-502-4795

◎ リワーク（職場復帰）支援

内 容	メンタルヘルス不調により休職中の方（以下「支援対象者」という。）が円滑に職場復帰できるよう、主治医等と連携のもと、支援対象者を雇用している事業主及び支援対象者の方に対して必要な支援を行います。
窓 口	広島障害者職業センター TEL 082-502-4795

◎ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

概 要	就職することが困難な障害者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間（原則3か月（精神障害者は原則6か月））試行雇用することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ります。
内 容	助成金の支給 精神障害者の場合）雇入れから3か月間→月額最大8万円、雇入れから4か月以降→月額最大4万円（最長6か月） 上記以外の障害者の場合）月額最大4万円（最長3か月間）
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

概 要	直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により 3 か月から 12 か月の期間をかけながら継続雇用への移行を目指して試行雇用することで、雇用機会の確保を図ります。
内 容	助成金の支給 月額最大 4 万円（最長 12 か月間）
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

概 要	公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に助成金を支給します。
内 容	助成金の支給 重度以外の身体・知的障害者（短時間労働者を除く）大企業 50 万円、中小企業 120 万円 重度又は 45 歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者（短時間労働者を除く）大企業 100 万円、中小企業 240 万円 短時間労働者の身体・知的・精神障害者 大企業 30 万円、中小企業 80 万円
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

概 要	発達障害者又は難治性疾患患者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に助成金を支給します。
内 容	助成金の支給 大企業 50 万円（短時間労働者は 30 万円）、中小企業 120 万円（短時間労働者は 80 万円）
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

制度概要	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成します。
内 容	【身体・知的（重度）、精神障害者】 大企業 1 人当たり 有期→正規 90 万円、有期→無期 45 万円、無期→正規 45 万円（1 年） 中小企業 1 人当たり 有期→正規 120 万円、有期→無期 60 万円、無期→正規 60 万円（1 年） 【上記以外の障害者】 大企業 1 人当たり 有期→正規 67.5 万円、有期→無期 33 万円、無期→正規 33 万円（1 年） 中小企業 1 人当たり 有期→正規 90 万円、有期→無期 45 万円、無期→正規 45 万円（1 年）
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎ 障害者雇用納付金制度による助成金

内 容	障害者を雇用する事業主に対する助成金制度
窓 口	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齢・障害者業務課 TEL 082-545-7150

【助成金一覧】

障害者作業施設設置等助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。
障害者福祉施設設置等助成金	障害者を現に雇用する事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設や給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
障害者介助等助成金	障害者を労働者として雇用する事業主が、障害者の雇用を継続するために、障害の種類または程度に応じた助成対象となる措置（支給対象となる障害者が主体的に業務を実施するために必要な介助または適切な雇用管理等）を実施する場合に、その費用の一部を、期間を定め助成するものです。 ◆障害者介助等助成金（職場支援員の配置または委嘱助成金） 雇用障害者の職場定着を図るために職場支援員を配置または委嘱した事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。 ◆障害者介助等助成金（職場復帰支援助成金） 中途障害者等に対して、療養のための休職等の後の職場復帰後の本人の能力に合わせた職務開発その他職場復帰のために必要な措置を講じる事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。 ※障害者介助等助成金には、この他にも助成金があります。詳細は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。
重度障害者等通勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
職場適応援助者助成金	※職場適応援助者による支援を行う法人又は事業主の方への助成金です。 障害者を労働者として雇用する事業主が対象障害者の雇用を継続するために、障害者が職場に適応することを容易にするための『訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）』による援助の事業を法人が行う場合、またはその雇用する支援対象障害者に必要となる援助を行う『企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）』の配置を事業主が行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

障害者能力開発助成金	就労支援若しくは就労継続支援、公共職業能力開発施設以外の施設で行われる教育訓練であり、受講者の就労支援等を行う就労支援責任者や受講者の相談窓口を担当する事務担当者を配置する要件を満たし、厚生労働大臣が定める教育訓練基準に適合する障害者能力開発訓練を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
障害者雇用相談援助助成金	障害特性等に係る知識を含め、障害者雇用に関するノウハウが不足していること等により、雇用する対象障害者の数が法定雇用障害者数未満等である事業主（利用事業主）に対し、対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を実施する能力を有する者として都道府県労働局の認定を受けた者（対象事業主）が、障害者雇用相談援助事業を実施した場合に、その費用の一部を助成するものです。

《県費預託融資制度》

◎ 雇用促進等支援資金（労働支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する県内の中小企業者・組合等が利用できます。 ・ 新たに障害者を常用雇用する者 ・ 障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者														
限 度 額	7,000 万円														
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="3">雇用促進等支援資金</td><td>（3 年以内）1.0%</td><td>（3 年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（5 年以内）1.2%</td><td>（5 年以内）0.9%</td></tr><tr><td>（10 年以内）1.4%</td><td>（10 年以内）1.1%</td></tr></table> ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3% ※ 貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）。 融 資 期 間：運転10年（据置1年）、設備10年（据置3年）			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	雇用促進等支援資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%
資 金 名	貸出利率（固定金利）														
	運転資金	設備資金													
雇用促進等支援資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%													
	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%													
	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%													
窓 口	【施策関係】 雇用労働政策課 【融資関係】 経営革新課	雇用労働企画グループ 金融企画グループ	TEL 082-513-3424 TEL 082-513-3321												

7 事業活動の縮小に伴い雇用調整を行うとき

◎ 雇用調整助成金

概 要	景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。
内 容	休業及び教育訓練の場合 休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の $1/4 \sim 1/2$。ただし、中小企業は $1/2 \sim 2/3$。 ※受給額は1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。 教育訓練を実施した場合は、訓練費として、1人1日当たり1,200～1,800円を加算します。（半日にわたり訓練を行った場合の日数は0.5日として計算します） 出向の場合 出向元事業主の負担額の $1/2$。ただし、中小企業は $2/3$。 ※1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に $330/365$ を乗じて得た額が限度となります。 《令和6年4月から助成率等が見直しされました》 ※詳細は次のURLから御確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832

11 職業能力の向上を図りたい場合

1 デジタル基礎知識を習得したいとき

◎ I T パスポート取得支援補助金

内 容	社会人共通に求められるデジタル基礎知識の習得のために、県内企業等が広島県内で勤務する従業員等に I T パスポート試験の受験を実施する事業に要する経費の一部を補助します。	
対 象	次の要件を全て満たす県内企業等 ・県内に本社又は支社等を有すること ・次のア又はイに該当するリスクリング推進宣言企業 - ア 法人税法上の普通法人、公益法人等及び協同組合等 - イ 普通法人、公益法人、共同組合等又はこれらの代表者が加入する産業支援団体等	
対象経費 補助限度額	資格手当	県内従業員等が試験に合格した際に支払った資格手当、奨励金、資格補助金等の一時金 【補助限度額】 試験に合格した従業員等 1 人につき 20,000 円 (大企業の場合：試験に合格した従業員等 1 人につき 10,000 円)
受 付	令和 6 年 4 月 1 日～	
窓 口	人的資本経営促進課 リスクリング推進グループ TEL 082-513-3414	

2 従業員のリスクリングやキャリア形成の促進を図りたいとき

◎人材開発支援助成金

概 要	事業主等が雇用する労働者の職業能力の向上を図るために、職務に関連した知識及び技能の習得をさせる職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や賃金の一部等を助成する制度です。
内 容	○事業主等が次の訓練等を実施又は受講させた場合に、訓練経費や賃金の一部等を助成 ① 【人材育成支援コース】職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練の実施等 ② 【教育訓練休暇付与コース】事業主以外が実施する訓練等を受けるための休暇を労働者に与える制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受ける ③ 【建設労働者認定訓練コース】建設業の事業主が建設労働者に認定職業訓練を実施又は受講させる ④ 【建設労働者技能実習コース】建設業の事業主が建設労働者に技能実習を受講させる ⑤ 【人への投資促進コース】デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練（サブスクリプション型）等を実施 ⑥ 【事業展開等リスクリング支援コース】新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を実施
窓 口	広島労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 082-502-7832

◎広島県人材開発支援助成金活用支援補助金

内 容	広島県内で勤務する従業員等を対象としたリスクリングを行う際に、人材開発支援助成金（人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース）を活用する場合の申請事務等を社会保険労務士等に業務委託する事業に要する経費の一部を補助します。
対 象	次の要件を全て満たす県内企業等 ・県内に本社又は支社等を有すること ・次のア及びイに該当すること ア 人材開発支援助成金制度における対象要件を満たすこと イ リスクリング推進宣言企業であること
対象経費	訓練実施計画届及び支給申請届の提出時の申請業務について社会保険労務士等に支払った報酬のうち次の経費 ・広島労働局へ申請する申請書類及び添付資料の作成に要する経費 ・広島労働局への代行申請に要する経費
補助率 補助限度額	訓練実施計画届及び支給申請届の提出時の各交付について、 補助率：4／5 補助限度額：50万円
受 付	令和6年4月1日～
窓 口	人的資本経営促進課 リスクリング推進グループ TEL 082-513-3414

《県費預託融資制度》

◎デジタル投資促進資金（産業支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ・業務効率化等による生産性向上に向けた I T ツールの導入を行う者 ・デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大等に取り組む者 ・上記の実践に向けて、I T コンサルタント等の外部人材の活用や人材育成に取り組む者																
限 度 額	2 億円（うち運転資金 6,000 万円）																
利 率 等	<table><tr><th rowspan="2">資 金 名</th><th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th></tr><tr><th>運転資金</th><th>設備資金</th></tr><tr><td rowspan="4">デジタル投資促進資金</td><td>（3 年以内）1.0%</td><td>（3 年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（5 年以内）1.2%</td><td>（5 年以内）0.9%</td></tr><tr><td>（10 年以内）1.4%</td><td>（10 年以内）1.1%</td></tr><tr><td></td><td>（10 年超）1.3%</td></tr></table> ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3% ※貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 C 適用） 融 資 期 間：運転 10 年（据置 3 年）、設備 15 年（据置 3 年）			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	デジタル投資促進資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%		（10 年超）1.3%
資 金 名	貸出利率（固定金利）																
	運転資金	設備資金															
デジタル投資促進資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%															
	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%															
	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%															
		（10 年超）1.3%															
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321																

◎働き方改革・女性活躍推進資金（労働支援融資）【P83 参照】

対 象	「広島県リスクリング推進宣言企業」に該当する中小企業者・組合等が利用できます。														
限 度 額	7,000 万円														
利 率 等	<table><tr><td rowspan="2">資 金 名</td><td colspan="2">貸出利率（固定金利）</td></tr><tr><td>運転資金</td><td>設備資金</td></tr><tr><td rowspan="3">働き方改革・女性活躍 推進資金</td><td>（3 年以内）1.0%</td><td>（3 年以内）0.7%</td></tr><tr><td>（5 年以内）1.2%</td><td>（5 年以内）0.9%</td></tr><tr><td>（10 年以内）1.4%</td><td>（10 年以内）1.1%</td></tr></table>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	働き方改革・女性活躍 推進資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%	（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%	（10 年以内）1.4%	（10 年以内）1.1%
	資 金 名	貸出利率（固定金利）													
		運転資金	設備資金												
	働き方改革・女性活躍 推進資金	（3 年以内）1.0%	（3 年以内）0.7%												
		（5 年以内）1.2%	（5 年以内）0.9%												
（10 年以内）1.4%		（10 年以内）1.1%													
※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%															
※貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。															
信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）															
融 資 期 間：運転10年（据置1年）、設備10年（据置3年）															
窓 口	【施策関係】人的資本経営促進課 リスクリング推進グループ TEL 082-513-3414 【融資関係】経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321														

3 技能検定を受けたいとき

概 要	働く人々の有する技能や知識を一定の基準により検定し、公証する国家検定制度です。機械加工、工場板金、和裁、配管、機械・プラント製図などの職種について、特級から3級等の区分で検定試験を実施し、合格者には厚生労働大臣又は県知事から合格証書と技能士章が交付され、技能士と称することができます。
資 格	検定職種について、原則として実務経験が必要です。
試 験	実技試験及び学科試験（手数料が必要です。）
受付期間	前期試験：4月3日～4月16日（受付期間は終了しました。） 後期試験：10月7日～10月18日
窓 口	広島県職業能力開発協会 TEL 082-245-4020 職業能力開発課 技能振興グループ TEL 082-513-3431

4 技能者の採用、従業員の教育訓練をお考えのとき

内 容	高等技術専門学校及び広島障害者職業能力開発校では、技能者の養成、※在職者を対象とした短期間の教育訓練を実施しています（次ページ別表参照）。 ※ 上記1の人材開発支援助成金制度が活用できることがあります。
窓 口	各高等技術専門学校、広島障害者職業能力開発校 職業能力開発課 職業訓練グループ TEL 082-513-3432

5 高度な技術者の採用、従業員の教育訓練をお考えのとき

内 容	技術短期大学校では、企業が求める幅広い技術・技能とともに、デジタル技術の活用に必要な知識・スキルの習得に向けた職業訓練を実施しています。 賛助会設置により、従業員の技術短期大学校への入学やインターンシップ、※在職者訓練等を実施しています（下記別表参照）。 ※ 前記2の人材開発支援助成金制度が活用できる場合があります。
窓 口	技術短期大学校 TEL 082-273-2201 職業能力開発課 職業訓練グループ TEL 082-513-3432

別表【 新規学卒者及び離転職者等を対象とした技能者養成（6か月～2年） 】

施 設 名	設 置 科 名
技術短期大学校	機械システム技術科、制御システム技術科
広島高等技術専門学校	自動車板金科、電気設備科、建築インテリア科
呉高等技術専門学校	溶接加工科、機械システム科、デジタル技術科、介護サービス科、CADワーク科
福山高等技術専門学校	溶接加工科、機械システム科、電気設備科、自動車整備科、建築科
三次高等技術専門学校	溶接加工科、建築科、自動車整備科、介護サービス科
広島障害者 職業能力開発校	CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科、OAビジネス科、総合実務科、事務実務科

別表【 在職者を対象とした教育訓練（2日間程度中心）】

施設名	訓練内容等
技術短期大学校	上記の設置科に係る職業訓練のほか、技術短期大学校に設置している機器を活用し、企業の皆様のニーズに応じたオーダーメイド型の教育訓練を実施しています。 〔訓練コース例〕 NC 旋盤、マシニングセンタ、機械基礎製図、2次元CAD、3次元CAD、リレーシーケンス制御等
各高等技術専門校	上記の設置科に係る職業訓練のほか、各高等技術専門校に設置している機器を活用し、企業の皆様のニーズに応じたオーダーメイド型の教育訓練を実施しています。 〔訓練コース例〕 第一種・第二種電気工事士学科・実技準備講習 溶接技能者評価試験受検対策講習 建設機械整備技能検定受検対策講習 等
広島障害者 職業能力開発校	在職障害者に対し、雇用継続に資する知識・技能の付与を目的として、ビジネスマナー等の訓練を実施しています。

12 事業資金の融資等を受けたい場合

1 融資に関する相談をしたいとき

◎ 県の金融相談窓口

内 容	経営環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りや創業、経営革新、雇用拡大などを図る中小企業の資金調達に関する相談に対応し、県費預託融資制度等の金融支援制度の紹介などを行います。
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321

2 資金の借入れをお考えのとき

◎ 政府系金融機関の融資

内 容	・ 民間中小金融を補完するため、中小企業に対して直接融資を実施しています。 日本政策金融公庫 中小企業事業：近代化・合理化のための長期の設備・運転資金を供給 国民生活事業：小規模零細企業に対する融資を担当 ・ さらに、中小企業政策の目的に沿った、いわゆる政策金融として、各種の特別貸付制度を設け、一般融資よりも金利などの条件面で優遇した融資を実施しています。
窓 口	日本政策金融公庫

◎ 県費預託融資制度

内 容	中小企業に対する資金供給の円滑化を目的に実施している長期・低利の融資制度です。 ※ 融資対象・限度額・利率・期間は、各制度により異なります（P82～83の一覧表参照）。
対 象	原則として県内に事業所を有し、引き続き1年以上、同一事業（信用保証協会の保証対象業種）を営んでいる方が利用できます。
U R L	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168587452727.html 
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 ◆取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、 西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、 香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、 しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、 備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合 商工組合中央金庫

◎ 無担保スピード保証融資制度

内 容	中小企業者の運転資金を、無担保・第三者保証人不要で迅速に融資します。
対 象	直近2期の決算書（個人事業主は青色申告書）を提出できることなどの要件を満たす方が利用できます。
限 度 額	3,000万円（運転資金及び簡易な設備資金）
利 率 等	貸 出 利 率：金融機関所定金利（固定金利又は変動金利：4.0%以下） 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率A適用）
融資期間	10年（据置6か月）
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 ◆取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、 西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、 トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、 しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、 備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合、商工組合中央金庫

3 借入れのための信用保証が必要なとき

◎ 広島県信用保証協会の信用保証

内 容	広島県信用保証協会は、県内の中小企業が金融機関から事業に必要な資金を借り入れる際に、その債務を保証することにより、中小企業の事業資金の借入れを円滑にすることを目的として設立された公的な保証機関です。 信用保証協会の信用保証を利用することにより、融資が受けやすくなる、融資枠が拡大される、担保物件を有効に活用できるなどのメリットがあります。
窓 口	広島県信用保証協会本所 TEL 082-228-5501 及び 各支所

4 集団化・共同化をお考えのとき（高度化資金の利用）

内 容	中小企業者が共同して設立した組合が工場団地・ショッピングセンターなどを建設する事業、もしくは第三セクター・商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、「計画の診断」「融資」を実施します。
対 象	・ 集団化事業（工場・卸・トラック団地等） ・ 施設集約化事業（ショッピングセンター等） ・ 共同施設事業（共同加工場、アーケード・カラー舗装等） ・ 支援事業（コミュニティーホールを併設したショッピングセンター等） ・ その他（アスベスト対策等）
償還期間	20年以内（うち据置3年以内）
金 利	0.2%（令和6年度）又は無利子 ※金融機関保証が必要です。
窓 口	経営革新課 貸付管理グループ TEL 082-513-3323

☆高度化事業のねらい

- ① 工場・店舗の集団移転による立地環境の改善
- ② グループ化による体質の強化（新鋭設備の導入等）
- ③ 経済環境変化への適応

☆企業連携支援アドバイザー

独立行政法人中小企業基盤整備機構で登録しているアドバイザーにより、高度化事業実施計画書づくりなどについてのアドバイスが受けられます。
[内容] 高度化全事業に係る初期助言、計画助言、運営助言

5 広島県制度融資一覧

◆県費預託融資制度一覧

【令和6年4月1日時点】

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
経営 安定 融資	① 一般資金	中小企業者・組合等	中小企業者 9,000万円 組合等 12,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1.5 【5年以内】 1.7 【10年以内】 1.9	左記に +0.3	料率A
	② 流動資産 担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 【流動資産担保融資保証適用】	3,000万円	運転・設備 1年	1.5	—	年0.68%
小規模 融資	③ 小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の 小規模企業者並びに事業協同小組合、小規模な企業組合及び協業 組合で、小口零細企業保証又は特別小口保証※の対象となる者 ※特別小口保証利用の場合は、租税を完納していること	2,000万円	運転※・設備 10年(6月) ※特別小口保証適用時は 運転7年(6月)	【3年以内】 1.0 【5年以内】 1.2 【10年以内】 1.4	—	料率B※ ※特別小口保証 適用時は 年0.6%
	④ 無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯 楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者 により構成される組合等及びその構成員		運転・設備 10年(6月)			料率B
緊急対 応 融資	⑤ セーフティ ネット資金 (国指定)	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関 の破綻によって影響を受けている者 【経営安定関連保証1～4号、6号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可	—	—	年0.7%
		イ 全国的な大規模経済危機・災害等の影響を受けている者 【危機関連保証適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	16,000万円	運転・設備 10年(2年)			
		ウ 激甚災害を受けたことについて市町の証明(り災証明)のある者 【災害関係保証適用】		運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)			
	⑥ 自然災害・倒 産防止等 資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の証明(り災証明)し た災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可	【3年以内】 0.8 【5年以内】 1.0 【10年以内】 1.2	左記に +0.3	料率B
	⑦ 緊急経営基盤 強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又 は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3 年後)には業績が回復する見込みのある者	4,000万円	運 転 10年(1年)	—	左記に +0.3	料率B※ ※経営安定関連 保証適用時は 年0.7%
		イ 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあると して、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島 県中小企業活性化協議会)の推薦を受けた者					
		ウ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営 の安定に支障を生じている者 【経営安定関連保証5号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要					
	⑧ 借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借 入残高のある中小企業者・組合等	8,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借 換※ 10年(1年) ※新規の運転資金も可	—	—	
	⑨ 事業再生 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県 中小企業活性化協議会及び金融機関)の支援を受けて策定した計画に 基づき経営改善等に取り組み、経営支援機関等から推薦を受けた者で あって、一定の財務要件等を満たす者	20,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借換・運転・設備 10年(1年)	金融 機関 所定	—	料率B 年0.8% 又は 年1.0% 年0.2%
		イ 保証付き既借入金について返済条件の緩和を行っており、金融機関 及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策 定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 【条件変更改善型借換保証適用】		借換・運転・設備 15年(1年)			
ウ 中小企業活性化協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検 討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者 【事業再生計画実施関連保証適用】							
エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業活性化協議会等 の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事 業再生計画に従って事業再生に取り組む者 【事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)適用】		借換・運転・設備 15年(5年)					
⑩ 特別資金	緊急対応が必要であるとして知事が定める者	知事が別に定める					
産業 支援 融資	⑪ 創業 支援資金	次のいずれかに該当する者 ・ 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有し ている個人又は中小企業者である会社 ・ 創業した日から5年未満である中小企業者等 ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の 会社 ・ 個人が新たに事業を開始後に法人成りし、個人事業開始後5年未満の 中小企業者 【創業関連保証等適用】	3,500万円	運転・設備 10年(1年)	【3年以内】 0.8 (0.5) 【5年以内】 1.0 (0.7) 【10年以内】 1.2 (0.9) ※()は 設備	—	年0.63% 又は 年0.81%

(注)1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は、協会の特別保証料率・保証期間等を適用します。

2 表示している貸出利率は、令和6年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。

3 設備資金に運転資金を加え、一体として融資実行する場合は、運転資金の貸出利率・融資期間を適用します。

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
				信用 保証付	信用 保証なし	
産業支援融資	⑫ 事業承継支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人 【経営承継関連保証等適用】 イ 次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者 【事業承継特別保証適用】 (ア) 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (イ) 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの	20,000万円 (うち新規運転資金 6,000万円)	運 転※ 10年(1年) 設 備 15年(1年) ※認定内容によっては借換も可 借換・運転・設備※ 10年(1年) ※対象者(イ)は借換のみ	—	料率C ※一定の要件を満たす者は料率Dを適用
	⑬ 事業活動支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合・特定事業者等 ア 次のいずれかの事業を行うとする者又は該当する者 (ア) 「経営革新計画」「経営力向上計画」の承認若しくは認定を受けた事業 (イ) 「先端設備等導入計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業 (ウ) 新分野へ進出(事業転換・多角化)するための事業 (エ) 中心市街地活性化法・地域商店街活性化法の認定を受けた事業 (オ) 県内の公的産業団地への新規進出 (カ) 「地域経済牽引計画」の承認を受けた事業 (キ) 県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者 イ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業成長プラン策定支援事業」による評価書の発行を受けた者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)	【3年以内】 1.0 (0.7) 【5年以内】 1.2 (0.9) 【10年以内】 1.4 (1.1) 【10年超】 — (1.3) ※()は設備	左記に +0.3 料率C
	⑭ 新成長分野支援資金	成長分野(健康・医療関連、環境・エネルギー、航空機関連、観光分野)の事業を行い、設備投資等により売上高又は販売数量の増加を図る中小企業者・組合等	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)		
	⑮ デジタル投資促進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 業務効率化などによる生産性向上に向けたITツールの導入を行う者 イ デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大等に取り組む者 ウ ア、イの実践に向けて、ITコンサルタント等の外部人材の活用や人材育成に取り組む者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)		
	⑯ 雇用促進等支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 新たに正社員を雇用(非正社員からの転換を含む)する者 イ 新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用する者 ウ 障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者 エ 最低賃金を上げる者	7,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1.0 (0.7) 【5年以内】 1.2 (0.9) 【10年以内】 1.4 (1.1) ※()は設備	左記に +0.3 料率C
労働支援融資	⑰ 働き方改革・女性活躍推進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 イ 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ウ 「働き方改革実施企業」に該当する者 エ 「広島県リスクリング推進宣言企業」に該当する者	7,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)		

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (%/年)	信用保証 料率
⑱ 無担保スピード保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 ・ 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること ・ 引き続き1年以上同一事業を行っていること ・ 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること ・ 直近2期の決算書等を提出できること ・ 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること 等	3,000万円 ※運転資金は、原則として直近決算の平均月商の3か月以内 ※新型コロナウイルス感染症対応資金及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く総保証債務残高が8,000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内	運 転・簡易な設備 10年(6月)	金融機関所定 (固定・変動 4.0%以下)	料率A

◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	備 考
料率A	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	基本保証料率
料率B	1.23	1.13	1.08	0.94	0.86	0.75	0.60	0.54	0.40	
料率C	1.04	0.96	0.92	0.80	0.74	0.65	0.52	0.48	0.35	広島県及び広島県信用保証協会の負担により引き下げた料率
料率D	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	

(注)1 令和6年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更する場合があります。

2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。

3 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、+0.25%又は+0.45%。

別表（取扱金融機関）

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀 行 等	商 工 組 合 中 央 金 庫	
	広 島 銀 行	
	も み じ 銀 行	
	中 国 銀 行	
	山 口 銀 行	
	伊 予 銀 行	
	四 国 銀 行	
	西 日 本 シ テ ィ 銀 行	
	山 陰 合 同 銀 行	
	西 京 銀 行	
	鳥 取 銀 行	—
	百 十 四 銀 行	
	愛 媛 銀 行	
	香 川 銀 行	
	ト マ ト 銀 行	
	り そ な 銀 行	
信 用 金 庫	広 島 信 用 金 庫	
	呉 信 用 金 庫	
	しまなみ信用金庫	
	広島みどり信用金庫	
信 用 組 合	広 島 市 信 用 組 合	
	広 島 県 信 用 組 合	
	備 後 信 用 組 合	
	両 備 信 用 組 合	
	信 用 組 合 広 島 商 銀	
	笠 岡 信 用 組 合	
	朝 銀 西 信 用 組 合	—

13 貸会議室等を利用したい場合

◎ 県立産業技術交流センター（広島県情報プラザ）

概 要	商工業者及び産業関係諸団体の会議や研修等の会場として、多目的ホールを始め、会議室、研修室、視聴覚研修室など多彩な設備を完備	
利用時間	月曜日～土曜日 9：00～21：00	
休 館 日	日曜日・国民の祝日・年末年始（12月28日から1月4日）	
利用方法	利用開始日の6か月前から受付	
場 所	〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ	
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7700 https://www.hiwave.or.jp/purposes/plaza/	

◎ (株)広島テクノプラザ

概 要	少人数での会議に最適な会議室、大研修室等 ※ 宿泊室（30室）完備。泊まり込みでの研修も可能 宿泊料（税込）：1泊5,000円 設備等：いずれもシングルルーム（バス・トイレ付、テレビ、小型冷蔵庫、ドライヤー、ひげそり、歯ブラシ、シャンプー、タオル、インターネット接続完備） ※ 無料駐車場（120台収容）	
利用時間	9：00～22：00	
利用方法	(株)広島テクノプラザ ホームページから申込	
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山三丁目 13-26	
窓 口	(株)広島テクノプラザ TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/	

◎ 県立産業会館
 <広島産業会館>

概 要	中四国地方における産業振興の総合拠点として、様々な面積の展示場等を完備 ※ 机、小机、椅子など、備品貸出あり
利用時間	7 : 00～23 : 00
休 館 日	12 月 29 日から 1 月 3 日
利用方法	利用開始日の 1 年前から予約受付（東館、若しくは西館の全展示場を使用の場合は 2 年前）
場 所	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-18
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-253-8111 https://sangyoukaikan.jp/ 

<ふくやま産業交流館（ビッグ・ローズ）>

概 要	中四国の産業情報交流拠点として、中四国最大級の展示場等を完備 ※ 机、椅子など、貸出備品あり
利用時間	7 : 00～23 : 00
休 館 日	12 月 29 日から 1 月 3 日
利用方法	利用開始日の 1 年前から予約受付（A・B・C・D 全ホールを使用の場合は 2 年前）
場 所	〒720-0001 福山市御幸町大字上岩成字正戸 476-5
窓 口	(株)イズミテクノ TEL 084-970-2111 https://big-rose.jp/ 

14 施設

大阪事務所

- ・ 関西・中部地区における広島県の情報発信及び関西との交流拠点
- ・ 主な業務 観光・物産情報のPR
U I J ターン就職希望者への支援
企業立地等の推進

〒530-0001

大阪市北区梅田 1-3-1-800

大阪駅前第1ビル 8階

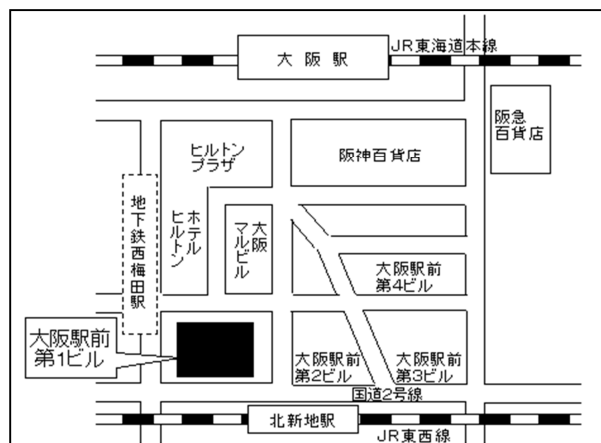
TEL 06-6345-5821

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/182/>

利用時間 8:30～17:15

※U I J ターン就職希望者への支援は

9:30～16:15



県立産業会館

- ・ 人、物、技術の交流拠点
- ・ 新たなビジネスチャンスを発見する場、また、人々の交流や情報交換の場として活用可能
- ・ 見本市、展示会、各種会議、研修会等の会場
- ・ ふくやま産業交流館（ビッグ・ローズ）は、各種スポーツ、レクリエーションにも利用可

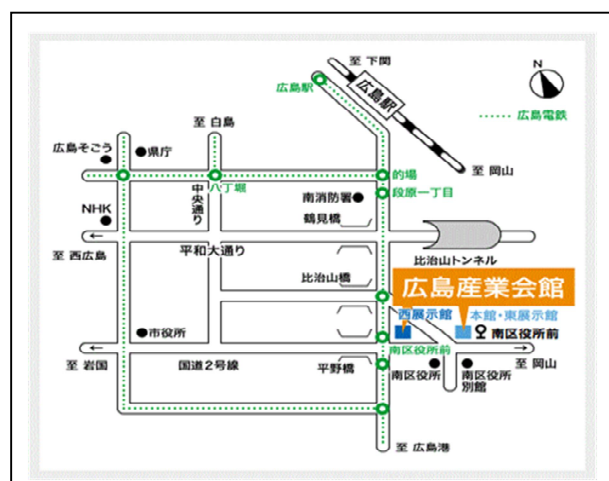
◆ 広島産業会館

〒732-0816

広島市南区比治山本町 12-18

TEL 082-253-8111

<https://sangyoukaikan.jp/>

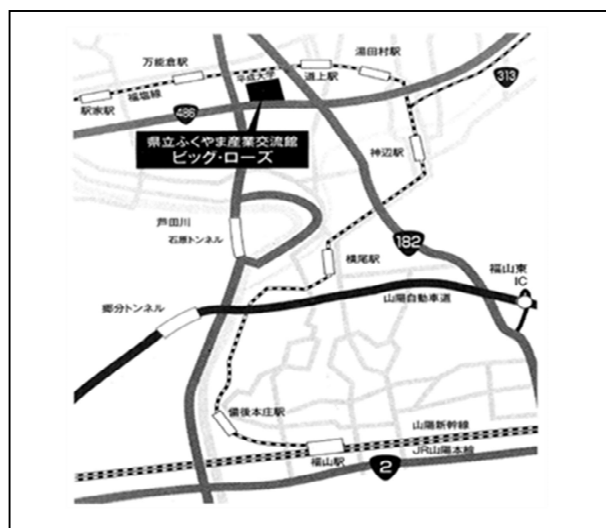


◆ ふくやま産業交流館 (ビッグ・ローズ)

〒720-0001

福山市御幸町大字上岩成字正戸 476-5

TEL 084-970-2111

<https://big-rose.jp/>

県立総合技術研究所

産業技術や保健環境に関する総合的な試験研究及びその成果の技術移転を行うことにより、県内産業の振興及び県民生活の安全・安心の実現を図る目的で設置された試験研究機関【P 30 参照】

【 場所等 】

- ・ 広島市中区基町 10 - 52 県庁本館 3 階
- ・ TEL 082-223-1200
- ・ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/>



【 利用案内 】

- ・ 利用時間： 8 : 30 ~ 17 : 15
- ・ 休 館 日： 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

【 各センター所在地・連絡先・電話番号 】

◆ 保健環境センター

〒734-0007 広島市南区皆実町 1 - 6 - 29

TEL 082-255-7131

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/25/>

◆ 食品工業技術センター

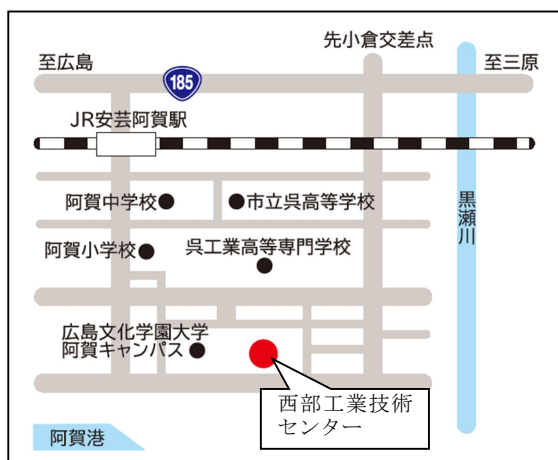
〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-70

TEL 082-251-7433

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/26/>

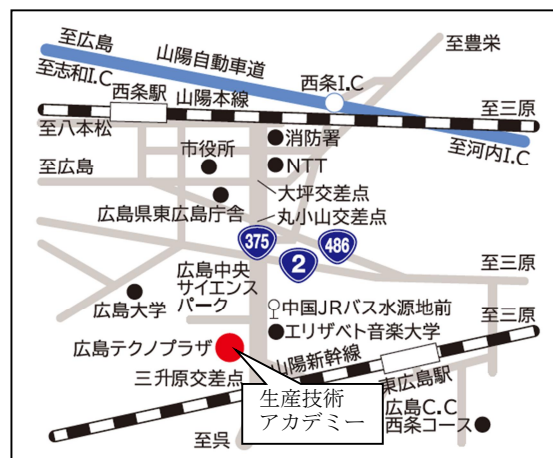
◆ 西部工業技術センター

〒737-0004 呉市阿賀南2-10-1
TEL 0823-74-1151
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/27/>



◆ 西部工業技術センター生産技術アカデミー

〒739-0046 東広島市鏡山3-13-26
広島テクノプラザ内
TEL 082-420-0537
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/28/>



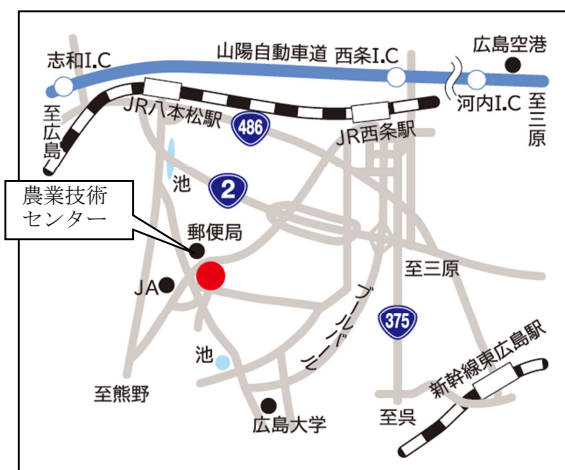
◆ 東部工業技術センター

〒721-0974 福山市東深津町3-2-39
TEL 084-931-2402
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/29/>



◆ 農業技術センター

〒739-0151 東広島市八本松町原6869
TEL 082-429-0522
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/30/>



◆ 農業技術センター果樹研究部

〒739-2402 東広島市安芸津町三津2835
TEL 0846-45-5471
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/30/>



◆ 畜産技術センター

〒727-0023 庄原市七塚町5584
TEL 0824-74-0332
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/31/>



◆ 水産海洋技術センター

〒737-1207 呉市音戸町波多見 6-21-1

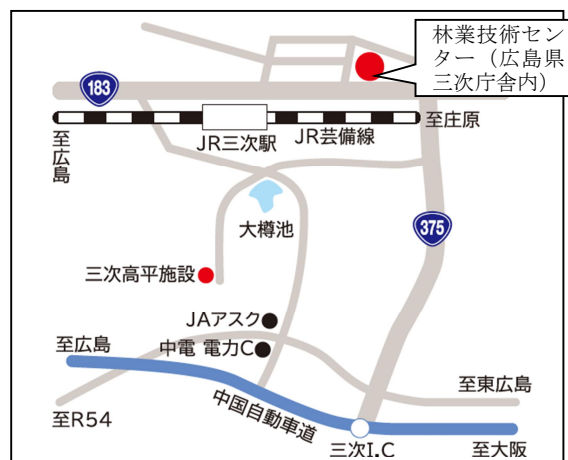
TEL 0823-51-2173

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/32/suigi-top.html>

◆ 林業技術センター

〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1

TEL 0824-63-0897

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/33/>

公共職業能力開発施設

校 名	電 話 番 号	所 在 地
技 術 短 期 大 学 校	082-273-2201	〒733-0851 広島市西区田方2-25-1 《技術短期大学校》 https://h-tc.ac.jp
広島高等技術専門校	082-273-2292	《広島高等技術専門校》 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/183
呉高等技術専門校	0823-71-8816	〒737-0003 呉市阿賀中央5-11-17 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/184
福山高等技術専門校	084-951-0260	〒720-0092 福山市山手町6-30-1 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/185
三次高等技術専門校	0824-62-3439	〒728-0014 三次市十日市南6-14-1 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/186
広島障害者職業能力開発校	082-254-1766	〒734-0003 広島市南区宇品東4-1-23 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188



技術短期大学校



呉高等技術専門校



福山高等技術専門校



三次高等技術専門校



広島障害者職業能力開発校

イノベーション推進チーム（計量検定）

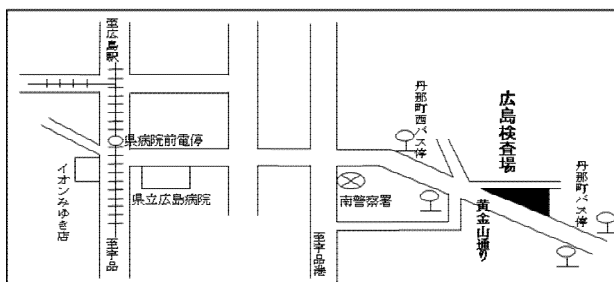
計量取引の安全を守るため、質量計、タクシーメーター、圧力計、燃料油（ガソリン）メーター等の検定を次の3つの検査場とその計量器の所在場所で実施

◆ 広島計量検査場

〒734-0034

広島市南区丹那町4-12

検査日：毎週月・木曜日（休日を除く）



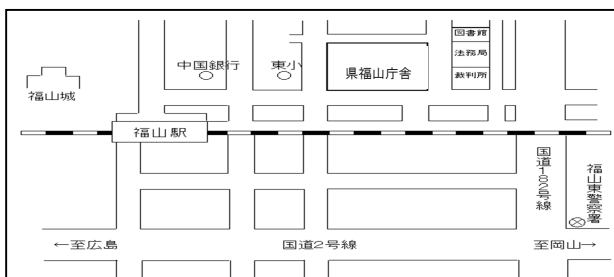
◆ 福山計量検査場

〒720-8511

福山市三吉町1-1-1

広島県福山庁舎内

検査日：毎月2回（別に定める）

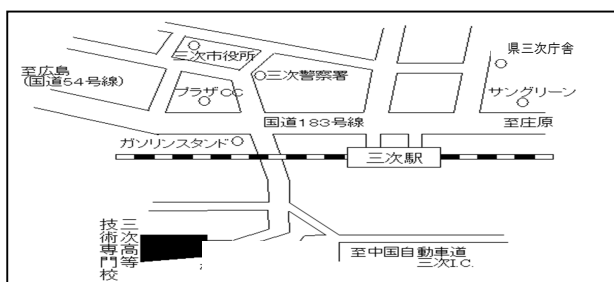


◆ 三次タクシーメーター検査場

〒728-0014

三次市十日市南6-14-1

三次高等技術専門校内



【窓口】 イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335・3336

（一社）広島県計量協会

- ・ 特定計量器の定期検査及び計量証明検査実施（指定定期検査機関、指定計量証明検査機関）
- ・ 各種計量器の依頼試験（器差検査及び成績書の発行）
- ・ 計量法に関する諸手続の代行

【窓口】

〒734-0034 広島市南区丹那町4-12

（広島県イノベーション推進チーム（計量検定グループ）広島計量検査場内）

TEL 082-255-7386

<https://hirokeiryou.jp/>

